

## 第2章 商工労働部

### 【一般会計 貸付金】

## 第1 コンベンション開催準備資金貸付金

### 1 制度の趣旨

#### (1) 目的

コンベンション開催準備資金貸付金は、千葉県内におけるコンベンションの振興を図るため、県内で開催されるコンベンションの主催者等に対し、コンベンションの開催に要する資金としてコンベンション開催準備資金の貸付けを行い、その円滑な運営と成功に寄与することを目的とするものである。

#### (2) 根拠法令等

コンベンション開催準備資金貸付要綱

ちば国際コンベンションビューローコンベンション開催準備資金貸付要領 等

### 2 制度の仕組み・手続き

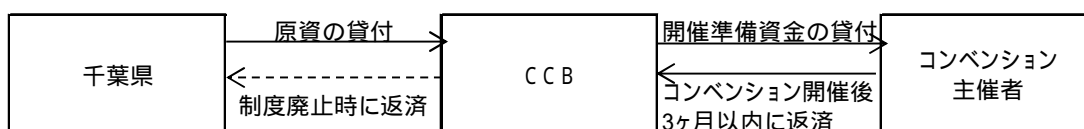
#### (1) 契約の内容等

コンベンション開催準備資金の貸付業務は、財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下、「CCB」という。）が実施する。貸付原資は県とCCBとの間で協定書が締結され、平成3年度から平成8年度にかけ、合計40,000千円（各10,000千円を4回）の貸付けが県より行われている。協定書第7条において貸付事業の目的達成及び事業の廃止等による資金の返済については、甲乙協議の上決定することとされている。

#### (2) 貸付業務の流れ

貸付けのスキームは下記のとおりである。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 1 貸付業務スキーム



コンベンション貸付金については、貸付制度の原則を定めた「コンベンション開催準備資金貸付要綱」（千葉県規程）及び制度の詳細を定めた「ちば国際コンベンションビューローコンベンション開催準備資金貸付要領」（CCB規程）に基づきCCBがコンベンション主催者との間で貸付契約を締結する。

貸付条件は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 2 貸付条件

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 貸付金額 | 1 コンベンションにつき 5,000 千円を限度とする          |
| 利息   | 無利息                                  |
| 貸付期間 | 原則として 3 年以内                          |
| 返済方法 | 貸付後 3 年以内でかつ、コンベンション終了後 3 ヶ月以内に全額を返済 |
| 保証人  | 2 人                                  |

(出所) コンベンション開催準備資金貸付要綱より作成

### 3 貸付金の実績

#### (1) 貸付金残高の推移 (平成 19 年度～23 年度の 5 年間)

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 3 貸付金残高の推移

(単位: 千円)

|          | 貸付金額 (件数)    | 貸付残高   |
|----------|--------------|--------|
| 平成 19 年度 | - (-)        | 5,000  |
| 平成 20 年度 | 10,000 (2 件) | 10,000 |
| 平成 21 年度 | 10,000 (2 件) | 20,000 |
| 平成 22 年度 | - (-)        | 5,000  |
| 平成 23 年度 | 5,000 (1 件)  | -      |

(出所) 経済政策課提供データ

なお、制度設立時から未返済となった案件は無い。

### 4 実施した手続き

#### (1) 県における手続

- ・ コンベンション開催準備資金貸付金の概要及び、CCB との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となるコンベンション開催準備資金貸付要綱及び千葉県と CCB との協定書を確認した。
- ・ 平成 23 年度開催の貸付審査会につき審査案件 1 案件の書類を確認した。

### 5 包括外部監査の結果

#### (1) 協定書の収入印紙貼付について

コンベンション開催準備資金貸付金に関しての千葉県と CCB 間の協定書(写し)を確認したところ、平成 4 年及び平成 8 年に締結された協定書(写し)には収入印紙 10,000 円の貼付がされていたが、平成 3 年及び平成 5 年に締結された協定書に関しては、収入印紙は貼付されていなかった。

コンベンション開催準備資金貸付金に関しての協定書は印紙税法上の課税文書であり、平成 3 年及び平成 5 年締結の協定書に関しても、貸付資金の金額 10,000 千円に応じた収入印

紙の貼付が必要であった。

## (2) 貸付原資の預金利息について

CCB の決算書において、千葉県よりのコンベンション開催準備資金貸付金は、長期借入金 40,000 千円として処理されている。しかし、平成 17 年度までに当該貸付金の余剰資金より発生した預金利息 296 千円に関しては受入年度において CCB の雑収入として処理されており、千葉県に対する負債としては計上されていない。また、CCB よりの開催準備資金運用状況報告書においても、当該預金利息の金額は、資金残高の金額の内訳項目として記載がなされていない。

貸付原資関連で生じた収入に関して明確な取り決めはなされていないが、コンベンション開催準備資金貸付金を貸付けた趣旨を考えれば、貸付原資より生じた収入についても千葉県に帰属し、事業廃止等による資金返済時においては、貸付金の余剰資金より生じた果実も返還する必要がある。貸付原資関連で生じた収入に関しての取り扱いを明確にすると共に、開催準備資金運用状況報告書においても資金残高として報告を行うことが必要である。

## 6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) コンベンション開催準備資金貸付金の必要性について

#### ア 国際会議開催の状況

平成 21 年 1 月の観光庁作成の国際会議誘致ガイドブックによると、国際会議の誘致・開催の複合的な効果として下記の 3 点が挙げられている。

#### 国際会議誘致ガイドブックより一部抜粋

第一に、「経済効果」である。これは、会議の開催および参加者や関係者の来訪に伴う生産・消費の増加など直接的な「経済効果」と、雇用の促進や税収増といった間接的な「経済効果」も含めた総合的な「経済効果」として捉えられるものである。

第二として、「地域の国際化」が挙げられる。これは、海外からの参加者を迎え入れ、さまざまな交流を図ることによる、住民の国際感覚の養成といった効果である。また、国際会議の受入準備段階におけるハード・ソフト両面での国際対応力の養成といったことも含まれる。

第三の効果として、「地域の広報」がある。国際会議の誘致・開催を通して、さまざまな地域の情報を発信することで、国際的な知名度向上という効果が見込まれる。これは今後の観光、地域活性化の面で大きな意義を持つ。

日本政府観光局の集計による都市別の国際会議の開催件数（平成 19 年～平成 23 年）は下記のとおりである。都市別の開催件数ではあるが千葉市は千葉県の開催件数の半数以上を占めるため、便宜的に千葉市における開催件数の傾向を千葉県における開催件数の傾向として考えることとする。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 4 都市別 国際会議の開催件数（平成19年～平成23年）

|                         | 平成19年   | 件数   | 平成20年       | 件数   | 平成21年   | 件数   | 平成22年         | 件数   | 平成23年   | 件数   |
|-------------------------|---------|------|-------------|------|---------|------|---------------|------|---------|------|
| 1位                      | 東京（23区） | 440件 | 東京（23区）     | 480件 | 東京（23区） | 497件 | 東京（23区）       | 491件 | 東京（23区） | 470件 |
| 2位                      | 京都市     | 183件 | 横浜市         | 184件 | 福岡市     | 206件 | 福岡市           | 216件 | 福岡市     | 221件 |
| 3位                      | 横浜市     | 157件 | 福岡市         | 172件 | 横浜市     | 179件 | 横浜市           | 174件 | 横浜市     | 169件 |
| 4位                      | 福岡市     | 151件 | 京都市         | 171件 | 京都市     | 164件 | 京都市           | 155件 | 京都市     | 137件 |
| 5位                      | 名古屋市    | 109件 | 名古屋市        | 130件 | 名古屋市    | 124件 | 名古屋市          | 122件 | 名古屋市    | 112件 |
| 6位                      | 神戸市     | 89件  | 神戸市         | 94件  | 大阪市     | 94件  | 神戸市           | 91件  | 神戸市     | 83件  |
| 7位                      | つくば地区   | 82件  | つくば地区       | 80件  | 札幌市     | 82件  | 札幌市           | 86件  | 札幌市     | 73件  |
| 8位                      | 大阪市     | 76件  | 札幌市、大<br>阪市 | 77件  | 神戸市     | 76件  | 仙台市           | 72件  | 大阪市     | 72件  |
| 9位                      | 仙台市     | 51件  | 千葉市         | 67件  | つくば地区   | 74件  | つくば地<br>区、大阪市 | 69件  | 千里地区    | 54件  |
| 10位                     | 札幌市     | 44件  | 千葉市         | 67件  | 千里地区    | 71件  | 千里地区          | 65件  | つくば地区   | 46件  |
| 11位                     | 北九州市    | 43件  | 仙台市         | 63件  | 千葉市     | 63件  | 千里地区          | 65件  | 仙台市     | 40件  |
| 12位                     | 千葉市     | 42件  | 千里地区        | 53件  | 仙台市     | 60件  | 千葉市           | 56件  | 北九州市    | 38件  |
| 13位                     | 淡路市     | 35件  | 北九州市        | 47件  | 北九州市    | 50件  | 北九州市          | 49件  | 千葉市     | 30件  |
| 14位                     | 千里地区    | 32件  | 広島市         | 32件  | 金沢市     | 27件  | 奈良市           | 33件  | 金沢市     | 26件  |
| 15位                     | 熊本市     | 29件  | 奈良市         | 29件  | 淡路市     | 25件  | 金沢市           | 31件  | 広島市     | 24件  |
| 注1 つくば地区： 茨城県のつくば市、土浦市  |         |      |             |      |         |      |               |      |         |      |
| 注2 千里地区： 大阪府の豊中市、吹田市、茨木 |         |      |             |      |         |      |               |      |         |      |

（出所）日本政府観光局プレスリリース

平成23年における日本の国際会議開催件数は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響で、会議の中止や延期があったことから、前年比12.4%減（267件減）の1,892件であった。千葉市における国際会議開催件数は、近隣の東京・横浜・つくば地区と比べると少なくなっている。

#### イ 国際会議等に対する財政支援制度の概要

アジアの諸都市では、コンベンション開催経費の助成をはじめ様々な開催支援制度の充実を図り、多くの国際コンベンションの誘致に成功していることから、各自治体は国際会議の誘致のため様々な助成・貸付制度を設けている。

千葉県及びCCBの実施する国際会議等に対する財政支援制度の概要は、下記のとおりである。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 5 国際会議等に対する財政支援制度の概要

| 支援制度           | 国際会議開催補助金<br>(千葉県)               | コンベンション開催助成金<br>(CCB)     | コンベンション開催準備資金貸<br>付金(CCB) |
|----------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 限度額            | 県単独補助分 1,000万円<br>市町村協調補助分 500万円 | 200万円                     | 500万円                     |
| 対象             | 一定の要件を満たす<br>国際会議                | 6か月以上の準備期間を有する<br>コンベンション | 6か月以上の準備期間を有する<br>コンベンション |
| 交付時期<br>(貸付期間) | 開催後                              | 原則開催後<br>事前交付の特例あり        | 3年間                       |
| 対象経費           | 特定の経費                            | 用途の定めなし                   | 用途の定めなし                   |
| 利息             |                                  |                           | 無利息                       |

（出所）千葉県及びCCBのHPデータをもとに作成

国際会議開催補助金制度は、地域経済の活性化、千葉県の名度向上、国際観光の振興及び国際交流の促進等を図るために平成 23 年度に創設された制度である。

都市別国際会議開催件数 1 位の東京都においてはコンベンション開催資金貸付制度は、平成 20 年度で終了し、開催準備資金貸付から開催経費の助成事業へ転換がなされている。

#### ウ コンベンション開催準備資金貸付金の必要性

国際会議等に対する財政支援制度のうち、コンベンション開催準備資金貸付金は、コンベンション開催前の準備期間の資金需要に対応した貸付けであることが特徴である。当該貸付金制度は、既存の金融機関等では開催準備資金の資金調達をすることが難しい国際会議等の主催者（学会の組織委員会等）でも、貸付けを受けられる可能性を確保する意義を有している。

コンベンション開催準備資金の貸付実績は、平成 9 年度末時点において 34,000 千円と最大となった。しかし、「3(1)貸付金残高の推移」に記載されているように、近年のコンベンション開催準備資金の貸付実績は多いとはいえない。利用が少ない要因としては、貸付制度創設当初の平成 3 年度においては、金利も現在と比して高かったことから、コンベンション準備資金を無利息で借り入れられることのメリットは大きかったが、近年の低金利の状況下で資金調達面にけるメリットは薄れてきていることが挙げられる。

「イ 国際会議等に対する財政支援制度の概要」に記載のとおり、平成 23 年度より新たな助成制度が創設され、千葉県として開催経費の助成を強化することにより国際会議の誘致を図ることとなった。コンベンション開催準備資金貸付金については、制度創設より 20 年以上たっており、外部環境も変化していることから利用者のニーズが大きいのかを検討する必要がある。助成制度とあわせて誘致のアピールをするのか、助成制度への一本化を図るのかを検討することが必要と考える。

## (2) コンベンション開催準備資金貸付資金残高について

過去 5 年間の貸付原資資金残高は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 6 貸付原資資金残高

(単位：千円)

|          | 貸付原資残高 |
|----------|--------|
| 平成 19 年度 | 35,296 |
| 平成 20 年度 | 30,296 |
| 平成 21 年度 | 20,296 |
| 平成 22 年度 | 35,296 |
| 平成 23 年度 | 40,296 |

(出所) 経済政策課提供データより作成

#### ア 千葉県よりの貸付原資金額について

コンベンション開催準備資金貸付金の貸付原資資金は、1件あたり5,000千円とし毎年2件、3年程度の貸付期間とし、これに基本準備額10,000千円を加味した金額40,000千円で設定されている。

平成9年度末に最大貸付残高34,000千円となったものの、前述のように近年では貸し付け実績は少なくなっており、貸付制度を存続させる場合においても、貸付原資として当該金額全額が必要であるかどうかの検討を行うことが必要であると考えます。

#### イ 余剰資金の運用について

コンベンション開催準備資金貸付金資金はCCBの一般口座とは別に管理されている。当該資金は、制度設立当初は、普通預金で管理されていたが、平成17年4月から預金保護制度により全額保護される決済用預金で管理を行っている。貸付原資資金の未利用額に関して積極的な運用を実施しない理由を確認したところ、協定書第4条において「この資金を要綱に定める目的以外に使用してはならない」と規定されているためであるとのことであった。

上記のように未利用資金は多額となっており、第一義的には貸付原資資金の金額として適切な水準となっているかを検討する必要がある。その上で、今後、貸付金についての利用が多く見込まれるため、現状での資金水準を維持するというのであれば、資金の貸付けまでの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

### (3) 遅延損害金について

CCBとコンベンション主催者との間で締結される「コンベンション開催準備資金貸借契約書」第5条においては、コンベンション開催者は、正当な理由無く開催準備資金の返済をしなかった場合、契約書記載の返済日の翌日から返済のあった日に至るまで、年10.95%の遅延損害金をCCBに支払う旨の記載がある。

過去5年間の貸付5案件のうち、返済期限を超えて返済があったのは下記の2案件である。

図表2 - 一般貸付 - 1 - 7 返済期限超過の案件

(単位：千円)

| 借受者 | 貸付金額  | 返済期限     | 返済日       |
|-----|-------|----------|-----------|
| A   | 5,000 | H22.11.7 | H22.12.29 |
| B   | 5,000 | H22.12.1 | H22.12.6  |

(出所) 経済政策課提供データを加工

上記に関しては、返済遅延につき正当な理由があるとして、遅延損害金は徴していないが、正当な理由に基づく返済遅延であることについての説明文書等は残されていない。恣意的な判断とならないように、正当な理由に基づく遅延と判断した根拠を文書として残すことが望まれる。

#### (4) 貸付限度基準について

コンベンション開催準備資金貸付金額の上限は、コンベンション支援要領において下記の貸付限度額が定められている。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 8 貸付限度額

| 資金計画予算          | 貸付限度額    |
|-----------------|----------|
| 30,000 千円まで     | 2,000 千円 |
| 50,000 千円まで     | 3,000 千円 |
| 50,000 千円を超えるもの | 5,000 千円 |

過去 5 年間の貸付金額と参加者数は下記のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 1 - 9 過去 5 年間の貸付金額及び参加者数

| 貸付年度     | コンベンションの名称                                     | 開催施設                  | 参加者数    | 貸付金額<br>(千円) |
|----------|--|-----------------------|---------|--------------|
| 平成 20 年度 | 第 25 回国際糖質シンポジウム                               | 幕張メッセ                 | 900 人   | 5,000        |
| 平成 20 年度 | 第 6 回国際ホルモン依存性癌シンポジウム                          | シェラトン・グランデトーキョウベイ・ホテル | 200 人   | 5,000        |
| 平成 21 年度 | 第 7 回アジア肩関節学会                                  | 東京ベイホテル東急             | 450 人   | 5,000        |
| 平成 21 年度 | INTERSPEECH2010                                | 幕張メッセ                 | 800 人   | 5,000        |
| 平成 23 年度 | 第 39 回日本集中治療医学会<br>学術集会<br>第 17 回アジア太平洋集中治療医学会 | 幕張メッセ                 | 5,000 人 | 5,000        |

(出所) 経済政策課提供データを加工

コンベンションの参加者の人数はコンベンションにより大きく異なっているが、貸付金額は予算で限度額が定められているため、貸付上限金額の 5,000 千円となる案件が多い。

「6(1)コンベンション開催準備資金貸付金の必要性について」に記載のとおり、コンベンション等の誘致・開催の複合的な効果を見込んで貸付制度を充実するのであれば、参加者の人数はその効果を計る大きなファクターであるといえる。資金計画予算のみならず、参加者見込人数を加味した貸付限度額を設けることも有用であると考え。

## 第2 地域中小企業再生ファンド貸付金

### 1 制度の趣旨

#### (1) 概要

過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業見直しにより再生可能な地域の中核的な中小企業を対象に再生を支援し、雇用の確保など地域経済の活性化に資することを目的として、千葉中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)(以下、「ファンド」という。)が組成された。県はファンドに対して、100,000千円を出資している。ただし、投資に係る出資要請に迅速に対応できることを考慮し、公益財団法人千葉県産業振興センター(以下、「産業振興センター」という。)を出資者とし、県はその財源として産業振興センターに対して100,000千円を貸付けている。

#### (2) 根拠法令等

千葉県財務規則

#### (3) ファンドの概要

##### ア 設立経緯

|            |   |
|------------|---|
| 平成16年2月    | 国が定めた「地域再生推進のためのプログラム」に、中小企業の再生を推進するため、「地域中小企業再生ファンドの組成促進」が掲げられた。 |
| 平成16年4月    | 投資事業有限責任組合契約に関する法律(ファンド法)施行                                       |
| 平成16年6月    | 「地域中小企業再生ファンドの組成促進」を掲げた県の地域再生計画が内閣府から認定                           |
| 平成16年9月～   | 県内関係者によるファンド検討会を設置して検討  |
| 平成18年3月31日 | 千葉中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)設立 規模20億円、存続期間7年間(平成25年3月で終了)             |

##### イ 出資者及び出資約束額内訳(出資約束額合計2,000,000千円)

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 国(中小企業基盤整備機構) | 900,000千円(45%)   |
| 県内金融機関等       | 1,000,000千円(50%) |
| 産業振興センター      | 100,000千円(5%)    |

##### ウ 名称 千葉中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合

##### エ 出資期間 7年



オ 県と産業振興センターとの関係

(ア) 貸付け

県は、出資の財源として 100,000 千円を産業振興センターに貸し付ける。なお、産業振興センターは、ファンドとの組合契約に基づき、出資、組合財産の分配、財務諸表等の受領等を行うものである。

(イ) 分配金(返還)

産業振興センターは、組合財産の分配により受ける金額の総合計額を貸付金の返還として県に返還するものとする。なお、産業振興センターは組合から分配を受けたときは、その都度、貸付金の返還として県に返還するものとする。また、清算の際の残余財産の分配についても同様とする。

(ウ) 県への報告・協議

産業振興センターは、組合から財務諸表等を受領したときは、県に報告する。監査等の有限責任組合としての権限を行使する場合には、事前に県と協議する。

(エ) 分配を受けた金額の合計が 100,000 千円を下回る場合

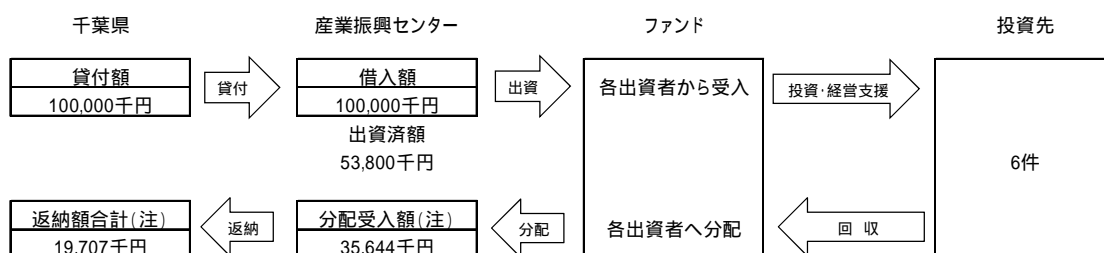
毀損部分については、県は議会の議決(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)を経て返還を免除することができる。

(オ) 契約期間

組合存続期間が満了し、分配を受けた金額を県に返還するまで(7 年間〔3 年を超えない範囲で延長する場合がある。〕)

以上を図示すると以下のとおりである。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 1 関係図(資金の流れ:平成 23 年度末時点)



(出所) 県提供資料を基に監査人作成

(注) 平成 23 年度末時点で産業振興センターでは 35,644 千円の分配受入があるが、そのうち 15,937 千円については平成 24 年度になってから県に返納されたため、分配受入額と返納額合計とで差異が生じている。

### (3) 貸付金の推移

貸付金の残高推移は以下のとおりである（平成 23 年度末時点）。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 2 貸付金残高の推移

（単位：千円）

|       | 摘 要       | 返納額   | 残 高     |
|-------|-----------|-------|---------|
| 17 年度 | 貸付        |       | 100,000 |
| 19 年度 | 分配金に基づく返納 | 500   | 99,500  |
| 20 年度 | 分配金に基づく返納 | 600   | 98,900  |
|       | 分配金に基づく返納 | 2,504 | 96,396  |
| 21 年度 | 分配金に基づく返納 | 1,815 | 94,581  |
|       | 分配金に基づく返納 | 2,261 | 92,320  |
|       | 分配金に基づく返納 | 7,995 | 84,325  |
| 22 年度 | 分配金に基づく返納 | 1,471 | 82,855  |
| 23 年度 | 分配金に基づく返納 | 1,360 | 81,495  |
|       | 分配金に基づく返納 | 1,202 | 80,293  |

（出所）県提供資料

### (4) 投資先と回収状況

6 件の投資先とその回収状況は以下のとおりである（平成 23 年 12 月末時点）。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 3 投資先と回収状況

（単位：千円）

| 投資先 | 投資額     | 回収額（注）  | 備考     |
|-----|---------|---------|--------|
| A 社 | 30,000  | 34,560  | 再生支援終了 |
| B 社 | 370,220 | 420,134 | 再生支援終了 |
| C 社 | 88,464  | 24,530  | 再生支援中  |
| D 社 | 81,187  | 10,062  | 再生支援中  |
| E 社 | 149,590 | 108,534 | 再生支援中  |
| F 社 | 100,733 | 115,070 | 再生支援中  |
| 合計  | 820,193 | 712,889 |        |

（出所）県提供資料に基づいて監査人作成

（注）回収は、貸付における割賦均等償還とは異なり、投資先企業ごとに策定された再生計画に基づき、再生計画期間の期末に回収額を多く設定するなど不規則なものとなっている。

## 2 実施した手続き

- ・所管部署に対してヒアリングを実施した。
- ・関連書類の査閲を行った。

## 3 包括外部監査の結果

### (1) 貸付資金の有効活用について

県は産業振興センターに対してファンドへの出資のための資金として平成 18 年度に 100,000 千円を貸し付けている。一方、産業振興センターはその貸付金を原資としてファンドに出資を実行しているが、各年度の出資額及び年度末の出資残高の状況は以下のとおりとなっている。

図表 2 - 一般貸付 - 2 - 4 ファンド出資額の推移

(単位：千円)

| 年度       | 出資額    | 出資残高   |
|----------|--------|--------|
| 平成 18 年度 | 24,500 | 24,500 |
| 平成 19 年度 | 6,000  | 30,500 |
| 平成 20 年度 | 14,800 | 45,300 |
| 平成 21 年度 | 6,800  | 52,100 |
| 平成 22 年度 | 900    | 53,000 |
| 平成 23 年度 | 800    | 53,800 |

(出所) 県提供資料

すなわち、予算を割いて県から貸し付けた 100,000 千円のうち出資に使用された金額は 53,800 千円と約 50%程度であり、残り約 50%はその目的に使用されず、産業振興センターにおいては、利息を生まない決済性普通預金に 6 年間も置かれたままであった。このことは、ファンドからの出資要請への迅速な対応と金融機関が破綻した場合であっても県へ確実に返済できることを目的としたものであるが、有効活用が出来ていないという点において検討する余地があると考えらる。

また、本来は中小企業の再生のためにより多くの出資が実行されることが望ましく、この様に出資が低調、すなわちファンドの投資案件が期待していたほど生じなかった場合は、ファンド規定に基づいて出資約束金額の減額を請求できたはずであった。県は、投資が低調であった原因については、ファンド組成後の平成 18 年及び 19 年は景気回復が進んでいたこと、また、減額請求しなかった理由については、減額請求が可能であった平成 20 年末はリーマンショック後の中小企業の経営環境が急激に悪化している時期にあり、新たな投資先が出現する可能性があるかと判断したとのことであった。しかしながら、その後、保証制度の拡充や中小企業金融円滑化法などの資金繰り支援が実施されたこともあり、結果として、1 件追加投資が行われたのみであった。

なお、今回のケースは出資契約においてキャピタルコール条項があるため、追加出資を求められた際には期限内にそれに応じるためには流動性のある資産を持っている必要がある。この様な要請にも応えて、かつ資金の効率性を高めるために以下のような方法も検討されたい。

県でキャピタルコール枠 100,000 千円の基金を設ける一方で、他の基金等も含めて全体として将来の基金からの支出見通しを分析し、流動性の高い資産への配分、利回りの良い長期運用資産への配分並びに夫々運用する資産と金額を決定し、県全体として安全で効率的な資金運用を図っていく。

## 4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 当制度の有効性の評価について

上述のとおり、当貸付資金はファンドを経由して、計 6 件の投資先への出資金として活用されている。上表のとおり、6 件のうち投資額を上回る額の回収がされたのは半分の 3 件である（平成 23 年 12 月末時点）。また、同じく平成 23 年 12 月末時点での総投資額と総回収額を比較すると、総投資額 820,193 千円に対し、総回収額 712,889 千円となっており、全体額で見ると回収額が投資額を下回った状況になっている。また、県の貸付金についても図表 2 - 一般貸付 - 2 - 2 のとおり、80,293 千円となっており、このうち出資に回っていない 46,200 千円を差し引いても 34,093 千円が未回収となっている。これまでの返済状況からすると貸付額全額の回収は厳しい状況にあると推察される。

当貸付の目的やその制度趣旨から考えると、民間ファンドのような高額なリターンを求める必要はないが、税金を財源として、しかも補助ではなく貸付けられていることから、貸付額全額の回収が望ましいことは言うまでもない。ただし、仮に全額の回収がなされなかったとしても、当制度によって中小企業が事業再生を達成して、破綻を回避することができたということであれば、県の事業として一定の成果があったと言うことも可能と考えられる。

すなわち、貸付金全額の回収がなかった場合でも、どれくらいの回収があったら一定の成果として認められるか、というような当制度、当事業の有効性の評価制度、評価指標を出資先の中小企業の状況も踏まえて設けることが必要なのではないかと考える。

## 第3 千葉県観光公社貸付金

### 1 制度の趣旨

#### (1) 目的及びこれまでの経緯

昭和60年代当初、千葉ポートパーク内にはポートパーク利用者に対するレストハウス(観光地などに設けられる休憩所〔土産品の販売、案内等を行う〕)、無料休憩所が設置されておらず、利用者などから設置要望があった。この要望を受け、県関係部署や財団法人千葉県観光公社(以下、「観光公社」という。)で検討を行った結果、観光公社がポートパーク内にレストハウス(レストハウス「パテオ」)を設置し、運営することとなった。

県は、当該レストハウスの建設資金として昭和62年3月31日付けで、300,000千円を無利子で観光公社に貸付けを行った。この貸付金の返済は、当初5年間は据え置いて、昭和66年度(平成3年度)から昭和80年度(平成17年度)までの15年間で均等返済することになっていた。

しかし、平成4年4月1日、観光公社は県知事宛に「県からの観光事業貸付資金借入金の取り扱いについて(要望)」という書面を提出し、当貸付金の返済について猶予を求めた。猶予を求める基本的な理由は収入が計画を下回り、レストハウスの開業以来、損益面において経常損失を計上していることを挙げている。県はそれを承諾し、同じく平成4年4月1日付けで書面により観光公社に回答している。その回答内容は、「償還は、当分の間猶予する。」というものであった。

その後、当貸付金について返済期限が明確にされることなく経過し、平成24年5月17日に、償還は平成24年度から平成38年度までの15年間均等償還とすることとされ、現在に至っている。監査時点では当償還に関する歳入調定はされていないが、返済期限である平成25年3月31日に合わせ、千葉県財務規則第43条の規定に照らして歳入調定を行う予定とのことである。

#### (2) 根拠法令等

財団法人千葉県観光公社に対する観光事業資金貸付要綱

#### (3) 貸付金の推移

昭和62年度の当初の貸付額300,000千円は変動することなく、現在でも貸付残高は300,000千円のみである。平成24年度から返済が開始されるが、実際の返済は年度末であるため、監査時点では返済事実を確認していない。

### 2 実施した手続き

- ・ 所管部署に対してヒアリングを実施した。
- ・ 関連書類の査閲を行った。

### 3 包括外部監査の結果

#### (1) 無利子での貸付

当貸付は、昭和 62 年の貸付当初の時、さらに、平成 24 年度からの返済とするとの新たな取り決めの際にも一貫して無利子で行われている。この理由について所管課に聞いたところ、昭和 60 年代当時は、観光振興に資する目的での観光公社への貸付の際には、他の案件も含め無利子で貸付を行っていたということ、また、平成 24 年度からの返済に関する取り決め時には、県の港湾、観光振興として必要であったため、当初の貸付条件（無利子）を継続することとしたとのことであった。

しかし、「財団法人千葉県観光公社に対する観光事業資金貸付要綱」（以下、「貸付要綱」という。）の第 3 条前段において、「貸付金の利子は、知事が別に定める利率により計算し、毎年度末に当該年度分を支払うものとする。」と規定されており、有利子が前提であると考えられており、観光振興に資する目的の場合には観光公社に貸付けを行うことができているのが貸付要綱の趣旨であると考えられる。この貸付要綱の趣旨から考えると無利子貸付が適切であったのかは疑問である。仮に昭和 62 年の当初貸付の際は、観光公社が県の出捐を受けていることから県の外郭団体ということもあって、いわば県と連携協力して県民に行政サービスを提供する存在と位置づけることで無利子とする考え方は取り得るものと言えるが、平成 24 年度からの返済に関する取り決めにおいては、観光公社が一般財団法人化され、県からの出捐金も引き揚げられていることに加えて、県からの出向職員等の引き揚げも考慮すると、もはや県との関係は薄く、県の外郭団体という位置付けではなくなっていると言える。そのような団体に対して、県の港湾、観光振興として必要であったという理由だけでは、貸付を行うという点については合理的な理由になり得ても、無利子で貸付を行うということについての合理的な理由とは言えない。ましてや、これまで 20 年余りも返済を猶予してきた経緯も踏まえると、無利子にするほど優遇する理由は見当たらないであろう。有利子貸付への変更を検討することが望まれる。

#### (2) 貸付先に対するモニタリング及び指導の不十分性

当初の契約では、昭和 66 年度（平成 3 年度）から昭和 80 年度（平成 17 年度）までの 15 年間で均等償還する予定であったが、観光公社からの支援要請があり、平成 4 年 4 月 1 日に償還を当分の間猶予することとされた。この「当分の間猶予する」との結果が、平成 24 年 5 月に契約が変更されるまでの間、約 20 年に渡って当該貸付金を塩漬け状態に至らせたということは、大きな問題と言わざるを得ない。

また、県として猶予を認めるか否かを決定する際には、要請理由の妥当性を検証することはもちろんのこと、観光公社が、なぜ猶予申請をせざるを得ない状況になってしまったのかという検証及び今後の運営に関する適切な指導も望まれたところである。昭和 62 年の当初貸付時において、当該レストハウスの収支計画が作成されている。当然ながら、この収支計画によると当該貸付金の返済は滞ることなく行われることとなっているが、返済期限開始の昭和 66 年度（平成 3 年度）から返済が滞ったことから、実際には計画通りに事業が進んでいなかったことになる。

観光公社から猶予の要請が来た際に、県の方で計画と実績との比較分析を行い、今後の観

光公社の運営に対して経営指導が行われたかどうかを所管課に聞いたところ、文書の保存期限等もあることから、現在、当該検討状況に係る資料は無いが、当ても分析及び指導はなされていたものと考えているとのことであった。しかしながら、結果としてこのように長期にわたって返済が滞るという事態に至ったということは、観光公社が早期に償還を行えるような経営体質にするための経営指導が、出捐者としての立場から不足していたと言わざるを得ないと考える。また、当時の検討資料が保存されていないというのも問題である。たとえ、保存期限を過ぎていたとしても、このように重要で特異な事例については、人事異動に伴う引継ぎのことも考えると、当該貸付の回収が完了するまで一連の資料は保存しておくべきであったと考える。

なお、平成 24 年度になってレストハウスの新たな事業がスタートし、それに伴って当貸付金は平成 38 年度までの 15 年間に渡って分割弁済する契約に変更されることになったが、県は今後、同事業の業績の推移を的確に把握すると共に必要な指導・監督を行って、貸付金が計画通り返済されるよう最大限の役割を果たすべきである。

### (3) 猶予期間中における検討記録の不存在

上述のとおり、平成 4 年 4 月 1 日において、償還を当分の間猶予する決定がされた。その後、返済期限に関する検討について所管課に聞いたところ、検討はされていたと想定されるが、それに関する資料等は存在しないとのことであった。貸付金は依然として残っているため、それに関する検討経緯は適切に記録しておくべきところであるが、それが確認できないということは、これまで検討がなされてこなかったと看做されても仕方がないところである。

以上の指摘は既に過去のことではあるが、上記(2)に記載のとおり、当該貸付金は平成 24 年度に新たな事業の開始によって今後 15 年間で返済されることになっており、県民に対する説明責任という面から、県が貸付金の回収のために最大限の努力を行った過程をしっかりと記録として残していくことが必要である。

### (4) 貸付時における延滞貸付金の存在

当貸付けは昭和 62 年 3 月 31 日に行われているが、この貸付け当時、観光公社には返済が滞っている県からの借入金が存在していた。以下の 2 件である。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 観光事業資金（南房パラダイス） | 60,000 千円  |
| 観光事業資金（運営費）     | 400,000 千円 |

実際に返済遅延が発生している状況の中で、新たに 300,000 千円の貸付けを行ったという点については、その意思決定に疑問を感じる。民間企業や金融機関では、こういった状況で新たな貸付けが行われることは想定できない。

(5) 潤沢な現金預金の保有

新たな返済に関する取り決めが平成24年に行われ、平成24年度から15年間の均等償還が予定されている。しかし、平成24年3月31日時点の観光公社の貸借対照表（下表参照）を見ると、853,721千円の現金預金が計上されている。短期的な支払要素である流動負債を見ても買掛金30,837千円、未払金81,387千円と両者合計でも112,224千円程度であり、短期的に資金繰りに困窮するような状態ではないと思われる。この点について所管課に聞いたところ、退職給付引当金や減価償却累計額の内部留保資金であることから返済に充当しなかったとのことであった。確かに退職給付引当金は283,013千円、減価償却累計額378,120千円となっており両者計で661,133千円となる。しかし、これらが特定資産として拘束されておらず現金預金で保有していることに加え、退職給付引当金や減価償却累計額は一時にこれだけ多額の資金需要が生じるわけではない点を考慮すると、新たな返済計画を取りまとめる際に、この現金預金から300,000千円一括とは言わないまでも幾分かまとまった額を返済に充当できたのではないかと考えられる。

図表2 - 一般貸付 - 3 - 1 観光公社の貸借対照表

| 平成24年3月31日現在  |           | (単位：千円)        |           |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 資産の部          |           | 負債の部           |           |
| 1. 流動資産       |           | 1. 流動負債        |           |
| 現金預金          | 853,721   | 未払費用           | 97,866    |
| 売掛金           | 21,284    | 買掛金            | 30,837    |
| 未収金           | 12,807    | 未払金            | 81,388    |
| その他流動資産       | 9,823     | その他流動負債        | 3,836     |
| 流動資産合計        | 897,636   | 流動負債合計         | 213,926   |
| 2. 固定資産       |           | 2. 固定負債        |           |
| (1) 基本財産      |           | 長期未払金          | 237       |
| 基本財産引当預金      | 10,000    | 長期借入金          | 634,000   |
| (2) 特定資産      | -         | 長期預り金          | 2,013     |
| (3) その他固定資産   |           | 退職給付引当金        | 283,013   |
| 建物            | 859,078   | 固定負債合計         | 919,263   |
| 建物減価償却累計額     | -351,442  | 負債合計           | 1,133,189 |
| 構築物           | 4,037     | 正味財産の部         |           |
| 構築物減価償却累計額    | -19       | 1. 指定正味財産(出捐金) | 1,000     |
| 車両運搬具         | 4,416     | 2. 一般正味財産      | 383,495   |
| 車両運搬具減価償却累計額  | -4,149    | 正味財産合計         | 384,495   |
| 工具器具備品        | 24,216    |                |           |
| 工具器具備品減価償却累計額 | -22,510   |                |           |
| 土地            | 95,200    |                |           |
| その他の固定資産      | 1,221     |                |           |
| 固定資産合計        | 620,049   | 負債及び正味財産合計     | 1,517,684 |
| 資産合計          | 1,517,684 |                |           |

(注1) 観光公社のホームページで公表されている貸借対照表を一部集約している。

(注2) 実際の貸借対照表には資産の部に「収益会計元入金」、負債の部に「本社会計元入金」がともに486,539千円計上されているが、上表では割愛した。



## 【一般会計 預託金制度】

### 第1 中小企業振興融資資金貸付金（損失補てんを含む）

#### 1 制度の趣旨

##### （1）目的

中小企業振興融資資金貸付金は、千葉県中小企業振興資金融資と千葉県企業・研究所立地促進資金融資からなっている。

千葉県中小企業振興資金融資（以下、「振興資金」という。）は、県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資し、もって中小企業の振興に資することを目的としている。

事業支援短期資金、小規模事業資金、創業資金、経営安定資金及び再生資金（以下「保証付資金」という。）に係る融資並びに保証付資金以外の資金に係る融資であって申込受付機関又は融資の依頼を受けた取扱金融機関が千葉県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の保証を付する必要があると認めたものについては、信用保証協会の保証を付するものされている。

一方、千葉県企業・研究所立地促進資金融資（以下、「企業立地資金」という。）は、本県の工業団地等に工場若しくは流通加工施設を立地しようとする企業又は本県内に研究所を立地しようとする企業に対し、用地取得資金、建物建設資金その他立地に必要な資金を融資することにより、工業団地等への工場又は流通加工施設の立地と本県内への研究所の集積を促進し、もって本県工業構造の高度化と雇用の場の創出を図ることを目的としている。

取扱金融機関において必要と認めた場合は、信用保証協会の保証を付すものとされている。

##### （2）主な根拠法令等

千葉県中小企業振興資金融資要綱

千葉県中小企業振興資金融資制度実施要領

中小企業向け融資のしおり＜千葉県制度融資のご案内＞

千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱

千葉県企業・研究所立地促進資金融資制度実施要領

企業・研究所立地促進資金のご案内

千葉県 CLO 活用資金借換保証制度要綱

千葉県中小企業融資損失てん補条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例施行規則

千葉県中小企業融資損失てん補基本契約書（千葉県信用保証協会と締結）

中小企業信用保険法

中小企業信用保険法施行令

中小企業信用保険法施行規則

信用保証ガイドブック

### (3) 県制度融資の対象者

振興資金は、県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、組合等）の方、及び新規創業される方が融資対象となる。

一方、企業立地資金は、県内に工場、流通加工施設又は研究所を立地しようとする企業で、次のいずれかに該当する者が対象となる。なお、賃借により立地しようとする場合は、造成主体からの賃借に限り対象となる。

#### ア 工場及び流通加工施設の立地

工場団地、新住宅市街地開発法に基づく事業地（千葉ニュータウン）、独立行政法人都市再生機構が整備した事業用地又は工場立地法に基づく工場適地への立地、当該工場又は流通加工施設の創業開始時における従業員が10人以上の者

#### イ 研究所の立地

製造及びこれに関連する事業に係る基礎研究、応用研究、開発研究を行う研究所を立地し、当該研究所の業務開始時における研究従事者数が5人以上の者

## 2 中小企業振興融資資金貸付金の融資概要

### (1) 金融機関の融資実績

振興資金<sup>9</sup>及び企業立地資金<sup>10</sup>に係る平成19年度から平成23年度までの金融機関の融資実績は、下表のように推移している。

図表2 - 一般預託 - 1 - 1 振興資金及び企業立地資金に係る金融機関の融資実績

(単位：百万円)

| 資金名             | H19     | H20     | H21     | H22     | H23     | 備考      |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| <b>【振興資金】</b>   |         |         |         |         |         |         |
| 事業資金            | 62,051  | 60,561  | 52,540  | 56,391  | 72,646  |         |
| サポート短期資金        | 120,094 | 106,486 | 99,911  | 95,589  | 89,897  |         |
| 小規模事業資金         | 22,163  | 20,836  | 18,301  | 20,793  | 20,978  |         |
| 創業資金            | 2,294   | 1,868   | 2,444   | 2,169   | 1,739   |         |
| 挑戦資金            | 1,565   | 1,304   | 1,336   | 879     | 167     |         |
| セーフティネット<br>資金  | 30,825  | 104,466 | 110,626 | 99,322  | 94,919  |         |
| 再生資金            | 224     | -       | -       | -       | -       |         |
| 観光施設資金          | 150     | 303     | 268     | 40      | 22      |         |
| 環境保全資金          | -       | -       | -       | 3       | 86      | H22 から  |
| 地域商業資金          | -       | -       | 11      | -       | -       | H21 未まで |
| 工場移転資金          | -       | -       | -       | -       | -       | H18 未まで |
| 計               | 239,369 | 295,827 | 285,440 | 275,190 | 280,454 |         |
| <b>【企業立地資金】</b> | 500     | 1,250   | -       | 1,647   | 353     |         |
| 合計              | 239,869 | 297,077 | 285,440 | 276,837 | 280,807 |         |

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

<sup>9</sup> 振興資金の詳細については、県のHP < <http://bit.ly/T8pZRM> > 参照。

<sup>10</sup> 企業立地資金の詳細については、県のHP < <http://bit.ly/SUXFDT> > 参照。

## (2) 金融機関の融資残高

振興資金及び企業立地資金に係る平成19年度から平成23年度までの金融機関の融資残高は、下表のように推移している。

図表2 - 一般預託 - 1 - 2 振興資金及び企業立地資金に係る金融機関の融資残高

(単位：百万円)

| 資金名             | H19     | H20     | H21     | H22     | H23     | 備考      |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| <b>【振興資金】</b>   |         |         |         |         |         |         |
| 事業資金            | 117,651 | 118,727 | 108,830 | 107,501 | 123,923 |         |
| サポート短期資金        | 50,668  | 46,518  | 48,095  | 48,173  | 48,093  |         |
| 小規模事業資金         | 43,122  | 42,414  | 38,782  | 40,427  | 40,056  |         |
| 創業資金            | 6,881   | 6,808   | 6,958   | 6,522   | 5,947   |         |
| 挑戦資金            | 2,862   | 3,452   | 3,758   | 3,775   | 3,083   |         |
| セーフティネット<br>資金  | 40,706  | 125,360 | 179,285 | 195,762 | 217,473 |         |
| 再生資金            | 299     | 199     | 175     | 151     | 132     |         |
| 観光施設資金          | 693     | 906     | 1,075   | 973     | 819     |         |
| 環境保全資金          | -       | -       | -       | 223     | 199     | H22 から  |
| 地域商業資金          | 9       | 8       | 18      | 16      | 15      | H21 未まで |
| 工場移転資金          | 34      | 25      | 20      | -       | -       | H18 未まで |
| 計               | 262,929 | 344,422 | 387,000 | 403,527 | 439,740 |         |
| <b>【企業立地資金】</b> | 1,672   | 2,626   | 2,354   | 3,525   | 3,079   |         |
| 合計              | 264,602 | 347,049 | 389,355 | 407,053 | 442,819 |         |

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

### 3 制度の仕組み

#### (1) 中小企業振興融資資金貸付金（預託金方式）の概要

中小企業振興融資資金貸付金制度においては、県が貸付原資の一部を金融機関に無利子で預託することにより、金融機関から中小企業者等への融資利率の低減を図っている。

また、取扱金融機関が必要と認めた場合には、信用保証協会が、中小企業が融資を受ける際の信用を補完し、借入機会の拡大を図っている。

県から取扱金融機関（33行）への預託額は、平成23年度の決算額で190,000,000千円であった。

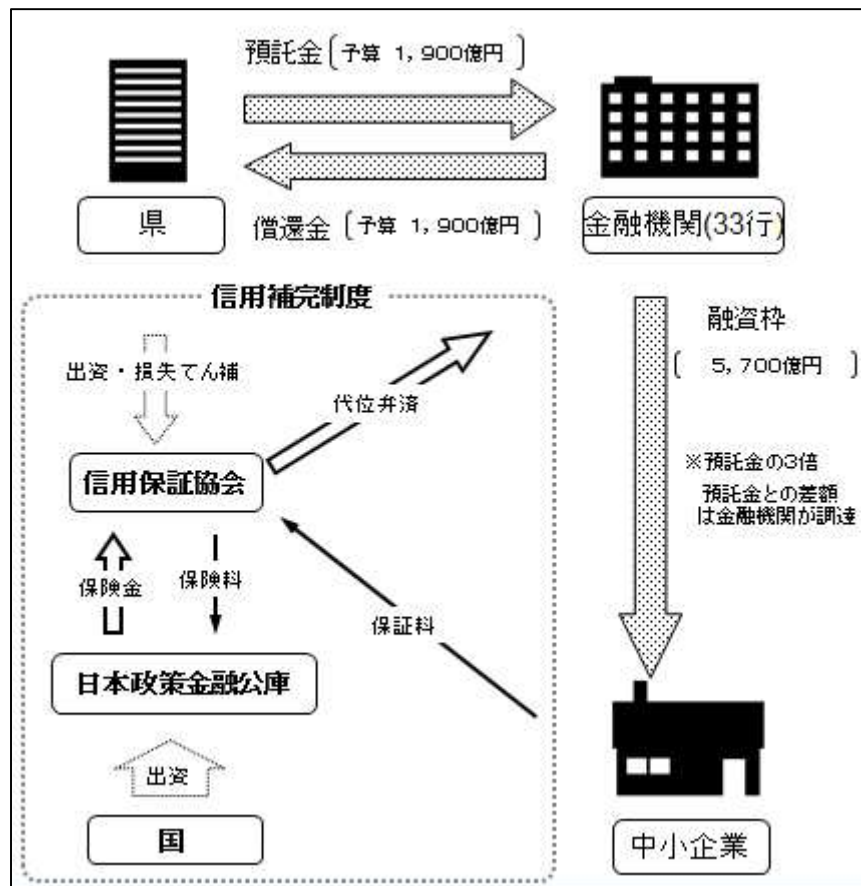
取扱金融機関から中小企業者等への融資枠は、以下のようになっている。

【振興資金】預託額の3倍

ただし、短期資金のうち信用金庫・信用組合・商工中金については2倍

【企業立地資金】預託額の4倍

図表2 - 一般預託 - 1 - 3 中小企業振興融資資金貸付金制度の概要



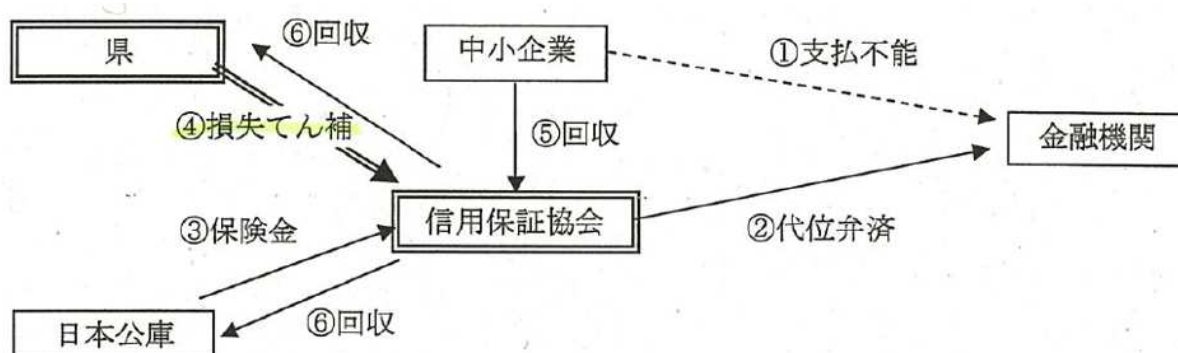
(出所) 平成24年度「中小企業向け融資のしおり」<千葉県制度融資のご案内>

## (2) 中小企業等が返済不能に陥った場合の損失てん補の概要

下図のように、中小企業等が支払不能に陥り( )、融資を実行した金融機関から信用保証協会へ代位弁済請求が行われた場合、信用保証協会は金融機関へ代位弁済を行う( )。代位弁済後、信用保証協会は当該代位弁済に係る日本政策金融公庫からの保険金( )を受け取るとともに、県からも損失てん補を受けとる( )。

後に、当該中小企業等が返済可能となった場合、信用保証協会は債権を回収すると共に、日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)及び県へ見合い分(保険金及び損失てん補分)を返納する( )。

図表2 - 一般預託 - 1 - 4 県の損失補てんの概要



(出所) 商工労働部経営支援課提供資料

## (3) 県と信用保証協会との制度概要

平成23年度の、千葉県における中小企業振興融資資金貸付金の融資実績は280,807百万円で、融資残高は442,819百万円となっている。特に、リーマンショック後の景気対応緊急保証、東日本大震災後の東日本大震災復興緊急保証等では、緊急時における県内中小企業の倒産回避に大きな役割を果たしている。

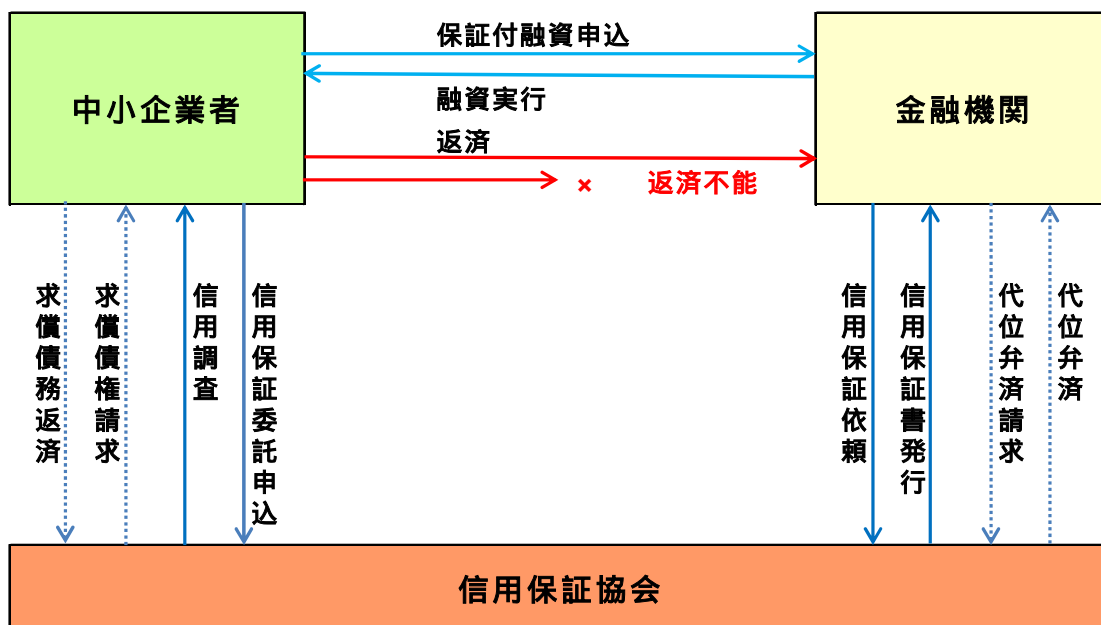
千葉県は、これらの制度を活用した「セーフティネット資金」を設け、低率な金利と保証料で、県内中小企業の低コストによる資金調達を可能としている。

このように、中小企業振興融資資金貸付金は、「県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資し、もって中小企業の振興に資する」との目的に沿って実施されており、県の損失てん補による信用保証制度の活用は、県内中小企業への資金供給に大きな効果をあげている。

#### (4) 信用保証協会における保証申込から保証承諾に至るまでの事務フロー

保証申込から保証承諾に至るまでの事務フローは、下図のようになっている。

図表2 - 一般預託 - 1 - 5 保証申込から保証承諾に至るまでの事務フロー



(出所) 信用保証協会提供資料を基に作成

中小企業者は信用保証協会に信用保証委託申込を行う。

信用保証協会は、主に書面審査によって中小企業者の信用調査を行う。

信用調査の結果、適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。

金融機関は信用保証書に基づいて融資を実行する。このとき中小企業者は所定の信用保証料を金融機関経由で信用保証協会に支払う。

中小企業者は借入契約に従って、金融機関に借入金の返済を行う。

中小企業者が返済不能に陥った場合などに、金融機関経由で信用保証協会に事故報告が提出される。

一定の要件を満たした場合、期限の利益喪失協議等経て、信用保証協会は金融機関からの代位弁済請求書を受理する。

信用保証協会は、代位弁済請求書に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務(元金及び利息)を金融機関に支払う。

信用保証協会は、代位弁済により取得した求償債権を中小企業者に請求する。

中小企業者は信用保証協会に対して求償債権を返済する。

(5) 県制度における損失てん補率の概要

中小企業振興融資資金貸付金制度における関係機関の損失てん補率の概要は、下表のようになっている。

図表2 - 一般預託 - 1 - 6 損失てん補率の概要

100%保証(責任共有制度以外)・・・金融機関の損失てん補率は0%

|                      | 日本公庫 | 千葉県 | 保証協会 | 国補助金 | 備考  |
|----------------------|------|-----|------|------|---|
| 無担保保証                | 80%  | 15% | 5%   | 0%   |   |
| 普通保証                 | 70%  | 20% | 10%  | 0%   | 担保有(原則)                                       |
| 東日本大震災復興<br>緊急保証     | 90%  | 5%  | 0%   | 5%   | セーフティネット資金<br>(震災復興枠)<br>保証協会は利子分を負担          |
| 経営安定関連保証、<br>創業等関連保証 | 80%  | 5%  | 0%   | 15%  | セーフティネット資金<br>(市町村認定枠)<br>創業資金<br>保証協会は利子分を負担 |

80%保証(責任共有制度)・・・部分保証の場合

|       | 日本公庫 | 千葉県 | 保証協会 | 金融機関 | 備考                              |
|-------|------|-----|------|------|---------------------------------|
| 無担保保証 | 64%  | 12% | 4%   | 20%  | 事業資金、サポート短期資金、<br>挑戦資金、環境保全資金 他 |
| 普通保証  | 56%  | 16% | 8%   | 20%  | 事業資金、サポート短期資金、<br>挑戦資金、環境保全資金 他 |

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

「千葉県中小企業融資損失てん補条例」第2条第3項において、「損失」とは、信用保証協会が債務保証契約に従って中小企業者のために弁済した借入金の額をいうと規定されていることから、利息分は信用保証協会が負担することになっている。

平成23年度に信用保証協会が金融機関に代位弁済した額の内訳は、下表のとおりである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 7 信用保証協会の金融機関への代位弁済額の推移(概要)

(単位: 件、百万円)

| 年<br>度 | 元金(A) |        |        |        | 利息(B) |        | 利息率  |      | 元利合計(C) |        |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|------|------|---------|--------|
|        | 件数    | 前年比    | 金額     | 前年比    | 金額    | 前年比    | B/A  | B/C  | 金額      | 前年比    |
| H19    | 2,470 | 107.5% | 24,174 | 106.5% | 183   | 112.2% | 0.8% | 0.8% | 24,357  | 106.5% |
| H20    | 3,027 | 122.6% | 33,448 | 138.4% | 270   | 147.6% | 0.8% | 0.8% | 33,719  | 138.4% |
| H21    | 3,025 | 99.9%  | 37,075 | 110.8% | 295   | 109.0% | 0.8% | 0.8% | 37,370  | 110.8% |
| H22    | 2,481 | 82.0%  | 30,743 | 82.9%  | 223   | 75.6%  | 0.7% | 0.7% | 30,966  | 82.9%  |
| H23    | 2,430 | 97.9%  | 31,039 | 101.0% | 211   | 94.7%  | 0.7% | 0.7% | 31,251  | 100.9% |

(出所) 千葉県信用保証協会提示資料を基に作成

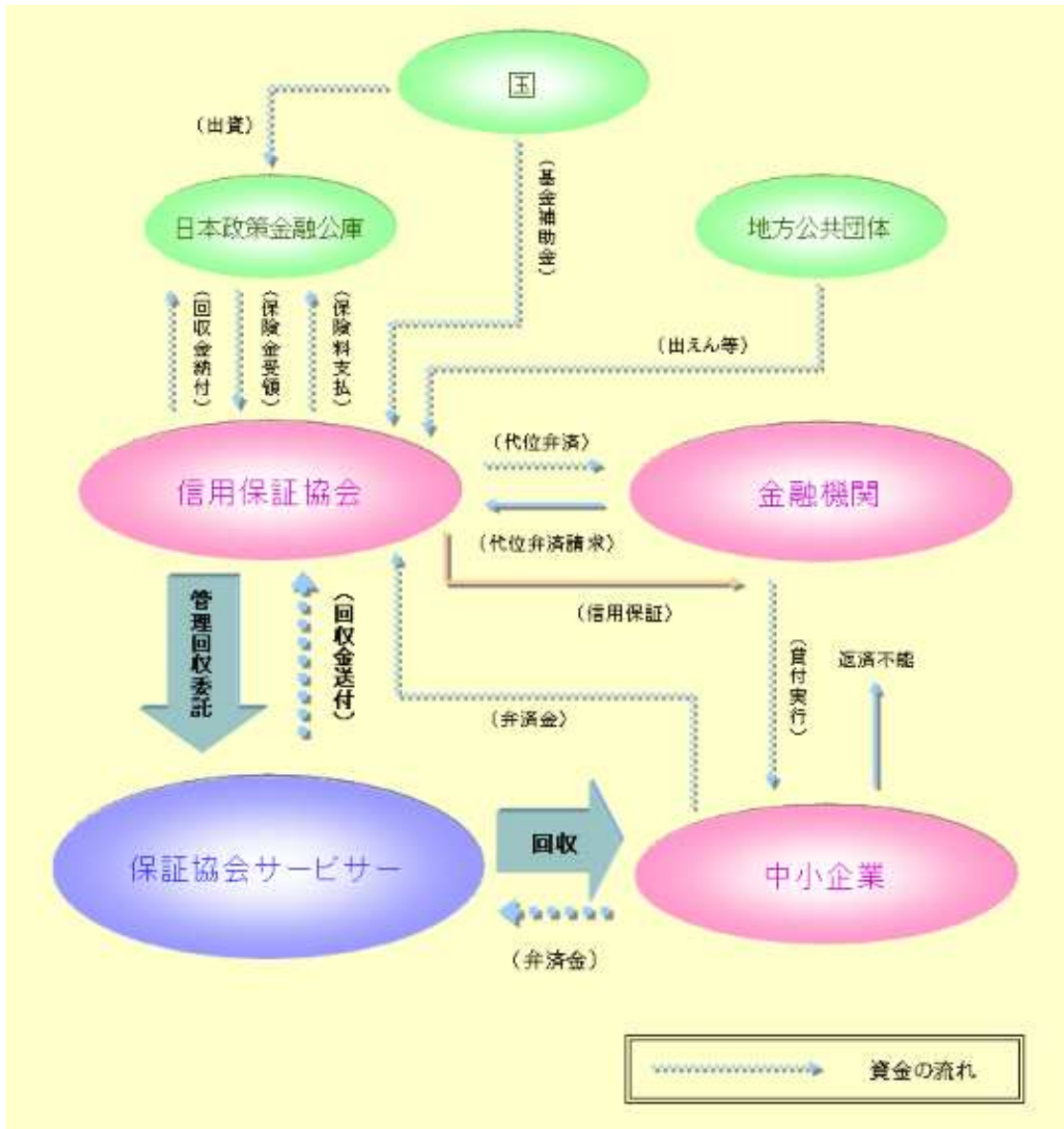


(6) 保証協会債権回収㈱の制度概要

信用保証協会は代位弁済等で移転された債権の回収に関して、サービサーへの債権回収業務の委託要件に合致する案件については、債権（千葉県制度融資である中小企業振興融資資金貸付金を含む）の回収をサービサー（保証協会債権回収㈱）へ委託している。

信用保証協会及び保証協会債権回収㈱の制度概要は、下図のとおりである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 8 信用保証協会及び保証協会債権回収㈱の制度概要



(出所) 保証協会債権回収㈱のHP < <http://www.cgcservicer.co.jp/> >

### (7) 信用保証協会における保証承諾件数と代位弁済件数の概要

信用保証協会における保証承諾年度と代位弁済の発生年度について、元利件数ベースでの推移は下表のとおりである。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 9 保証承諾年度別代位弁済元利件数（全体）

（単位：件）

|                 | H19年度<br>代弁 | H20年度<br>代弁 | H21年度<br>代弁 | H22年度<br>代弁 | H23年度<br>代弁 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 158         | 164         | 128         | 109         | 83          |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 495         | 791         | 741         | 632         | 493         |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 351         | 526         | 662         | 663         | 605         |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 1,466       | 1,546       | 1,495       | 1,077       | 1,251       |
| 合計              | 2,470       | 3,027       | 3,026       | 2,481       | 2,432       |

（出所）千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 10 保証承諾年度別代位弁済元利件数（県制度）

（単位：件）

|                 | H19年度<br>代弁 | H20年度<br>代弁 | H21年度<br>代弁 | H22年度<br>代弁 | H23年度<br>代弁 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 105         | 107         | 92          | 79          | 56          |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 278         | 456         | 435         | 382         | 332         |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 149         | 254         | 307         | 331         | 372         |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 443         | 484         | 538         | 400         | 530         |
| 合計              | 975         | 1,301       | 1,372       | 1,192       | 1,290       |

（出所）千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 1 - 11 県制度の占める比率（件数比）

|                 | H19年度<br>代弁 | H20年度<br>代弁 | H21年度<br>代弁 | H22年度<br>代弁 | H23年度<br>代弁 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 66%         | 65%         | 72%         | 72%         | 67%         |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 56%         | 58%         | 59%         | 60%         | 67%         |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 42%         | 48%         | 46%         | 50%         | 61%         |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 30%         | 31%         | 36%         | 37%         | 42%         |
| 合計              | 39%         | 43%         | 45%         | 48%         | 53%         |

（出所）千葉県信用保証協会提供資料

( 8 ) 信用保証協会における保証承諾額と代位弁済額の概要

信用保証協会における保証承諾年度と代位弁済の発生年度について、元利金額ベースでの推移は下表のとおりである。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 2 保証承諾年度別代位弁済元利金額 ( 全体 )

( 単位 : 千円 )

|                 | H19 年度<br>代弁 | H20 年度<br>代弁 | H21 年度<br>代弁 | H22 年度<br>代弁 | H23 年度<br>代弁 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 2,166,247    | 1,938,625    | 1,635,323    | 1,383,248    | 909,654      |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 5,662,333    | 13,635,921   | 11,665,887   | 9,298,852    | 6,781,939    |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 3,474,760    | 5,727,701    | 11,267,145   | 9,550,537    | 8,291,426    |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 13,054,499   | 12,416,770   | 12,802,608   | 10,734,180   | 15,268,031   |
| 合計              | 24,357,840   | 33,719,017   | 37,370,963   | 30,966,817   | 31,251,050   |

( 出所 ) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 3 保証承諾年度別代位弁済元利金額 ( 県制度 )

( 単位 : 千円 )

|                 | H19 年度<br>代弁 | H20 年度<br>代弁 | H21 年度<br>代弁 | H22 年度<br>代弁 | H23 年度<br>代弁 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 870,958      | 847,049      | 971,891      | 805,369      | 505,349      |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 2,642,974    | 4,475,833    | 4,314,522    | 3,783,396    | 3,599,512    |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 1,020,861    | 2,431,778    | 3,419,096    | 3,144,951    | 3,412,072    |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 2,500,992    | 2,564,663    | 3,458,638    | 3,079,315    | 4,696,295    |
| 合計              | 7,035,785    | 10,319,324   | 12,164,147   | 10,813,033   | 12,213,228   |

( 出所 ) 千葉県信用保証協会提供資料

図表 2 - 一般預託 - 1 - 1 4 県制度の占める比率 ( 金額比 )

|                 | H19 年度<br>代弁 | H20 年度<br>代弁 | H21 年度<br>代弁 | H22 年度<br>代弁 | H23 年度<br>代弁 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 代弁年度と同年度の承諾     | 40%          | 44%          | 59%          | 58%          | 56%          |
| 代弁年度の前年度の承諾     | 47%          | 33%          | 37%          | 41%          | 53%          |
| 代弁年度の前々年度の承諾    | 29%          | 42%          | 30%          | 33%          | 41%          |
| 代弁年度の前々年度より前の承諾 | 19%          | 21%          | 27%          | 29%          | 31%          |
| 合計              | 29%          | 31%          | 33%          | 35%          | 39%          |

( 出所 ) 千葉県信用保証協会提供資料

### (9) 信用保証協会の代位弁済額と県の一般会計における実質負担額の推移

千葉県融資制度に係る信用保証協会の代位弁済額と、県の損失負担額及び信用保証協会から県への返納額(代位弁済後、中小企業等から回収額)の推移は下表のとおりである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 15 損失てん補額及び返納額

(単位：千円)

|                                 | 平成19年度      | 平成20年度      | 平成21年度            | 平成22年度             | 平成23年度      |
|---------------------------------|-------------|-------------|-------------------|--------------------|-------------|
| 県制度融資に係る信用保証協会の保証残高(3月末)        | 281,354,058 | 354,318,489 | 390,215,870       | 401,714,216        | 430,690,153 |
| 県制度に係る信用保証協会の金融機関への代位弁済額(年度)(A) | 7,035,785   | 10,319,324  | 12,164,147        | 10,813,033         | 12,213,228  |
| 県の信用保証協会への損失てん補額(B)             | 931,377     | 1,397,549   | 1,304,296<br>9ヶ月分 | 1,753,103<br>15ヶ月分 | 1,468,944   |
| 損失てん補率(%) (B/A)                 | 13.2%       | 13.5%       | 10.7%             | 16.2%              | 12.0%       |
| 信用保証協会から県への返納額(C)               | 232,448     | 193,063     | 255,275           | 222,868            | 182,062     |
| 県の一般会計における実質負担額(B) - (C)        | 698,929     | 1,204,486   | 1,049,021         | 1,530,235          | 1,286,882   |

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料

上表における県の信用保証協会への損失てん補額(B)は県の決算額であるが、信用保証協会から県への請求時期の関係で、平成21年度は9ヶ月分、平成22年度は15ヶ月分が、それぞれ計上されている。

## 4 実施した手続き

### (1) 県側で実施した手続

#### 【預託金】

・所管課より中小企業振興融資資金貸付金制度に関する金融機関への預託金の状況、根拠法令等に関する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

#### 【損失てん補】

・所管課より関係する条例等、信用保証協会への損失てん補の状況、信用保証協会から県への返納額の状況などの資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

### (2) 信用保証協会で実施した手続

#### 【保証承諾、代位弁済等】

・担当者から関係法令、融資先の中小企業者等の信用調査の状況、保証承諾の状況、金融機関への代位弁済の状況、代位弁済で取得した求償権の管理状況等に関する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

・また、平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、信用調査、保証承諾、代位弁済、求償権の回収事務などについて関係する資料の提出を受け、適宜、担当者へのヒアリングを実施し、内容の把握及び事実の確認等を行った。

## 5 包括外部監査の結果

### (1) 信用保証協会におけるセーフティネット資金に関する審査

平成 23 年度に代位弁済を行った中小企業振興融資資金貸付金は、1,290 件、12,213 百万円(内、セーフティネットは 370 件、5,742 百万円)であり、代位弁済率は 2.8%であった。

しかしながら、信用保証協会の対象とする県内企業は、中小・零細企業で業況が厳しい先が多く見られること、震災による影響その他で経営状況が困難に直面している企業への“セーフティネット”としての役割等を考えると、一定程度の代位弁済はやむを得ないものと考えられる。

中小企業振興融資資金貸付金は、中小企業の経営基盤の強化等に資するための融資制度であり、いたずらに審査を強化するだけでは制度の趣旨に反することになる。また、信用保証協会は、赤字や債務超過などの事象のみで判断するのではなく、個々の中小企業等の経営実態や特性を踏まえた判断を行うため、決算書の財務内容による一律判断は困難であることは理解する<sup>11</sup>。

しかしながら、公金により運営されている制度であるとの一層の自覚をもって取り組むことは重要である。以下のようなサンプル調査による事例が見受けられたので改善を望む。

<sup>11</sup> 中小企業庁長官「中小・小規模企業に対する年末金融の円滑化について」(平成 20・12・02 中庁第 1 号)参照。

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、融資先が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済するに至った経緯を確認したところ、セーフティネット資金（8 件：A 社～H 社）に関して、下表のような状況が見られた。

このうち 4 社が融資後 3 か月以内に事実上破綻しており、また 3 社は 1 年程度で破綻もしくは条件変更に至る等、8 社中 7 社が融資後短期間で破綻又は条件変更に陥っている。仮にこれらの会社の中に、融資時点で資金は枯渇し、かつ事業性を失くしている会社が存在していたならば、このような会社に融資・保証したことは残念と言わざるを得ない。セーフティネット資金は、業況が悪化し、経営の安定に支障を来している企業への救済色の強い資金であるものの、より一層高度な審査能力を望むものである。

セーフティネット資金の場合、金融機関及び信用保証協会の貸付元金部分の負担割合が 0%となっていることから、審査が甘くなると、短期間で融資先が破綻し、信用保証協会の代位弁済の実行、県の一般会計による損失てん補へと事態が進展してしまう。

最終的に損失は日本政策金融公庫が 80%、千葉県が 5%、国庫補助金で 15%を負担することになるが、いずれも納税者の負担に帰することになる。納税者に対する説明責任を全うできるよう、審査体制を強化することが強く望まれる。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 16 セーフティネット資金における代位弁済事例

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 融資先                   | A 社  |
| 融資額                   | 80,000 千円（新規、市町村認定）  |
| 保証承諾日                 | 平成 23 年 2 月 25 日   |
| 期限の利益喪失日              | 平成 23 年 10 月 17 日  |
| 融資実行時の格付              | C3   |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 年商 6 億円、利益計上、現在無借金であり、与信は許容範囲と思料。  |
| 代位弁済に至った状況            | 平成 23 年 2 月に融資後、2 回支払があったが、その後 A 社の代表取締役との連絡が不通となった。   |
| 監査人のコメント              | 無借金で融資後 2 回の支払いをもって回収不能に至るとは不自然である。決算書が粉飾されていた可能性も高く、結果として審査体制に課題が残る。<br>このように融資後 1 年程度で代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | B 社   |
| 融資額（借換前の残高）           | 80,000 千円（62,864 千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成 23 年 2 月 21 日  |
| 期限の利益喪失日              | 平成 23 年 5 月 12 日  |
| 融資実行時の格付              | C2  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 今後業況の回復が見込まれるため支援したい。   |
| 代位弁済に至った状況            | 融資後平成 23 年 3 月、4 月の 2 回の返済後、破産申立。   |
| 監査人のコメント              | 2 月に融資し 5 月に破産しており極めて異常である。審査体制の見直しを検討する必要がある。このように融資後短期間に代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。<br>貸付実行後、6 ヶ月以内に事故報告書が提出された案件については、金融機関から保証協会に対して「早期事故案件に係る説明書」を提出してもらうことになっているが、この対象となるのは新規案件のみである。B 社は過去 18 回の申込実績があるため、今回のような貸付後 3 ヶ月以内に事故が発生した事案では対象とはならない。申込実績が多い場合であっても、このように貸付後短期間に事故が発生したケースでは、直前の審査が甘かったことが一因とも考えられるため、「早期事故案件に係る説明書」の提出対象とすべきと考えられる。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | C社  |
| 融資額（借換前の残高）           | 80,000千円（66,672千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成23年3月23日  |
| 期限の利益喪失日              | 平成23年6月20日  |
| 融資実行時の格付              | C2  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 借入金の純増は13百万円で返済額は従前と同額。<br>過去実績から勘案すれば取組に対する不安は希薄。<br>以前からプロパー支援が継続して行われている先であり信用上の保全が確立されているものと判断し、申出通り応じる。  |
| 代位弁済に至った状況            | 融資した3ヶ月後の平成23年6月には資金繰りの目途が立たず事業の廃止を決めている。   |
| 監査人のコメント              | 融資直前期の平成22年5月期決算の以下の数値を見る限り、極めて異常な状況が見て取れる。<br>・売上高870百万円に対し借入金755百万円と売上規模に匹敵する多額な金額であり、破綻状態といえる。<br>・売掛金は763百万円で年間売上高に近い金額であり異常である。<br>3月に融資し、その3ヶ月後に事業を廃止し、信用保証協会が代位弁済を行っている。対象会社の融資直前期の決算書によると、借入金は売上の規模に匹敵する程度に多額で、また売掛金は年間売上高に近い残高となっている等、極めて不健全な財政状態である。このような会社に対して承認理由において「不安は希薄」とある。<br>短期間に破綻したことは審査体制に課題があると言わざるを得ない。このように融資後短期間に代位弁済に至った事案については事後検証し、審査の充実に活かすべきである。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | D社  |
| 融資額（借換前の残高）           | 80,000千円（55,558千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成21年12月17日   |
| 条件変更日                 | 平成22年8月、12月及び平成23年7月にリスク  |
| 期限の利益喪失日              | 平成24年2月3日   |
| 融資実行時の格付              | C2  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 年商10億円近く計上するも前期は赤字となったもの。減価償却を15百万円程度しており単純キャッシュ・フローはプラス。借り換えにより約弁負担の軽減となり、申込制度を考慮のうえ支援したい。 |
| 代位弁済に至った状況            | 融資後1年に満たない時期にリスクを実施している。  |
| 監査人のコメント              | 審査体制の強化が望まれる。   |



|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | E 社   |
| 融資額（借換前の残高）           | 80,000 千円（50,841 千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成 21 年 6 月 19 日  |
| 期限の利益喪失日              | 平成 23 年 3 月 18 日  |
| 融資実行時の格付              | C3  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 平成 21 年 2 月期決算では新たに四国、福岡の魚市場との取引も開始したことから業績も上向いた。今期についても前期同程度の決算内容の見通しの由。<br>今回、債権借換え並びに長期経営安定資金としての申込であるが、過去支振りも良好、またプロパー支援も得られている先であることから今回の申込についても支援したい。   |
| 代位弁済に至った状況            | 融資（保証承諾）時点において下記のような状況となっており、結果として経営破綻した。<br>・過去 3 期間継続して債務超過（融資直近期平成 21 年 2 月期 21 百万円）<br>・平成 21 年 2 月期の借入金残高は 520 百万円で、同期の売上高 627 百万円の規模からみて著しく多額で、既に返済不能に近い状態である。<br>・決算書の過去 3 期間の損益は 10 百万円 4 百万円 4 百万円と極めて低調な収益力で、粉飾の可能性も高い。<br>・過去 3 期間の在庫残高は 346 百万円 325 百万円 391 百万円と著しく高水準で、直近期は売上原価とほぼ同額であり、1 年分の在庫高である。<br>・キャッシュ・フロー計算書によると、平成 21 年 2 月期は在庫増加を受けて営業キャッシュ・フローは 82 百万円、キャッシュ・フロー合計は 63 百万円と多額なマイナス状態。<br>・上記キャッシュ・フローの大幅流出を受けて、平成 21 年 2 月期末の現金預金残高は 31 百万円となった。 |
| 監査人のコメント              | 対象会社は融資直前 3 期間継続して債務超過であり、売上規模に匹敵する多額な借入金を有していることから財務体質は極めて脆弱で、何時破綻してもおかしくない状況にあったと考えられる。<br>このような会社に融資している実態から、審査体制に重要な課題があると言わざるを得ない。   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | F 社   |
| 融資額（借換前の残高）           | 80,000 千円（40,004 千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成 21 年 9 月 25 日  |
| 期限の利益喪失日              | 平成 23 年 10 月 31 日   |
| 融資実行時の格付              | C2  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 毎月の返済額を軽減する効果あり。<br>有利子負債少なく、返済懸念は希薄なものと思料する。                   |
| 代位弁済に至った状況            | 平成 23 年 7 月から資金繰りが悪化し延滞。返済軽減の条件変更を複数回に渡り承諾したが、金融機関側で実行に至らず破綻した。 |
| 監査人のコメント              | 審査機能の強化が望まれる。   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 融資先                   | G 社   |
| 融資額（借換前の残高）           | 20,000 千円（17,858 千円）  |
| 保証承諾日                 | 平成 22 年 2 月 24 日  |
| 条件変更日                 | 平成 22 年 5 月に同 4 月分以降の支払いを平成 23 年 4 月から 1 年ジャンプ  |
| 期限の利益喪失日              | 平成 23 年 7 月 8 日   |
| 融資実行時の格付              | C2  |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | X 社との取引も始まっており、今後業務拡大が期待できる。<br>既保証分の借換のため返済額の増加負担もなく、小額ながら利益計上続けており返済懸念なきものと思料。応諾したい。  |
| 代位弁済に至った状況            | 融資後、初回の返済があったのみで破綻  |
| 監査人のコメント              | 融資後初回の返済を行った後、支払い延期の状態となっている。融資時の承認理由において、「返済懸念はない」とあるが、このような短期間に返済困難となっている事態に鑑み審査は有効に機能していなかったと言わざるを得ない。<br>審査上、どこが甘かったのか事後検証し、審査の向上に繋げるべきである。 |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 融資先                   | H社   |
| 融資額                   | 50,000千円   |
| 保証承諾日                 | 平成19年12月28日  |
| 条件変更日                 | 平成22年12月までの間、金額変更等変更を繰り返す。   |
| 期限の利益喪失日              | 平成23年5月6日  |
| 融資実行時の格付              | E1   |
| 信用保証協会稟議書添付の「信用調査書」所見 | 同社はY社の賃貸物件の建築主に手掛けているが、改正建築基準法により工事遅延が発生。既に資材、人手を確保していたため資金繰りが厳しくなっているもの。制度勘案し支援したい。 |
| 代位弁済に至った状況            | 融資後1年程度で金額変更等条件変更するに至っている。   |
| 監査人のコメント              | 審査方法の再検討が必要と考えられる。   |

(出所) 信用保証協会提出資料を基に作成。

(注) 信用保証協会においては、AからFまでの11段階で格付を行っている。

## (2) 信用保証協会における創業資金に関する審査

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出を行い、融資先が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済するに至った経緯を確認したところ、創業資金（1 件：I 社）に関して、下表のような状況が見られた。

創業資金の場合、金融機関及び信用保証協会の貸付元金部分の負担割合が 0%となっていることから、審査が甘くなると、短期間で融資先が破綻し、信用保証協会の代位弁済の実行、県の一般会計による損失てん補へと事態が進展してしまう。

最終的に損失は日本政策金融公庫が 80%、千葉県が 5%、国庫補助金で 15%を負担することになるが、いずれも納税者の負担に帰することになる。

本事例においては、事業計画と実績との乖離は甚だしく、実現可能な事業計画の作成から支援する必要があったと考えられる。また、保証承諾時に個人の債務額の把握が出来ていないため、今後の審査項目に加えることが望まれる。

図表 2 - 一般預託 - 1 - 17 創業資金における代位弁済事例

|                      |   |
|----------------------|---|
| 融資先                  | I 社   |
| 融資額（保証承諾額）           | 5,000 千円  |
| 保証承諾日                | 平成 22 年 2 月 25 日  |
| 事故報告書（新規）            | 平成 23 年 8 月 31 日  |
| 融資実行時の格付             | 格付：なし（平成 22 年 1 月 19 日設立のため、前年度実績がなく、システム上で格付け判定することができない。）   |
| 創立第 1 年度の決算概要        | 期間：平成 22 年 1 月 19 日～平成 22 年 6 月 30 日<br>借入金：7,601 千円、売上高：2,769 千円（約 6 ヶ月）   |
| 創業・再挑戦計画書            | 平成 22 年 10 月 6 日付けの年度計画（第 2 期）では、年間売上高が 84,240 千円となっていた。第 1 期の売上高実績と比較し、実現可能性に疑問の残る計画であった。<br>事故報告書日現在、弁護士に法人の破産申立手続及び自己破産申立手続を依頼中。 |
| 金融機関から信用保証協会への代位弁済請求 | 融資額 5,000 千円に対する代位弁済請求額（平成 23 年 9 月 27 日付）は 3,672 千円（支払：平成 23 年 10 月 21 日）<br>平成 23 年 9 月 28 日現在における他の融資額を合算した保証承諾残高は 10,125 千円。    |

（出所）信用保証協会提出資料を基に作成。

### (3) 信用保証協会におけるその他の資金に関する審査

平成 23 年度に信用保証協会が中小企業振興融資資金貸付金の関係で代位弁済した 1,290 件の中から制度融資の種類別に融資残高の大きなものを中心に 35 件サンプル抽出したが、セーフティネット資金 8 件、創業資金 1 件を除く 26 件の中には、以下のような事例が含まれていた。

#### ア 代表取締役の死亡による債務整理

代表取締役の死亡により債務整理となったケースがあった。信用保証協会が信用調査を行う際に、保証協会団信制度を紹介し、加入をしていただければ、代表者が死亡したとしても、債務は弁済され事業承継が進んでいた可能性もある。廃業する場合でも、債務整理がスムーズに進んだものと考えられる。

中小企業の後継者問題、事業承継、相続等を考える中では、今後はプラスワンサービスとしての同制度への加入促進が望まれる。

保証協会団信制度においては、信用保証協会の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」という。）と生命保険会社との間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結する。また、連合会は中小企業者との間で債務弁済委託契約を締結する。この結果、保証協会団信付の保証債務が完済する前に、被保険者が死亡、高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済することになる。

#### イ 保証承諾先企業から社長への貸付金

平成 22 年 2 月期の財務諸表において、売上高 77,747 千円に対し、代表取締役への貸付金 32,582 千円、借入金残高は 279,145 千円となっている事例があった。当該企業への融資については、平成 19 年 8 月 7 日に 30,000 千円の保証承諾を行っている。

信用調査においては、保証承諾先企業を书面調査を中心に実施するのに加えて、経営者の個人債務や債務保証等の状況、グループ企業の経営状態なども合わせて確認し、総合的に判定する必要があると考えられる。

#### ウ 信用調査等における調査方法

サンプル抽出したものの中に、下記のような事例が散見された。信用保証協会は、金融機関の融資先企業の信用調査を主に書面調査で実施しているが、書面審査に加えて経営者の人物調査、現地調査などを実施していれば、別の展開になった可能性もあったと思われる。今後の検討が望まれる。

- ・ 入手している決算書が、きわめて不健全な財政状況となっている事例
- ・ 融資後の売上高急落原因を十分に分析せず、適切な経営指導も行われていない事例
- ・ 粉飾が懸念されるような財務諸表の事例
- ・ 経営者の法令違反に起因して業績が悪化し、経営破綻した事例

#### (4) 県から金融機関への預託額

預託額は、振興資金の融資残高の3分の1(ただし、短期資金のうち信用金庫、信用組合、商工中金については2分の1)、企業立地資金については4分の1とされているが、県から金融機関への預託額を確認したところ下表のようになっており、預託額が融資残高に比較し、過大になっている傾向がみられた。資金の効率的な運用の観点から、預託金の額を適切な水準に着地させるよう努力すべきである。

図表2 - 一般預託 - 1 - 18 金融機関の預託金残高の推移及び預託率の推移

(単位：千円)

| 年度    | 預託日       | 預託額         | 預託額累計額      | 融資残高 |             | 対預託額比率 |
|-------|-----------|-------------|-------------|------|-------------|--------|
|       |           |             |             | A    | B           |        |
| H19年度 | 4月2日(振・企) | 73,093,300  | 73,093,300  | 年度当初 | 217,468,338 | 2.98   |
|       | 5月18日(企)  | 125,000     | 73,218,300  |      |             |        |
|       | 12月5日(振)  | 13,096,000  | 86,314,300  | 年度末  | 264,602,450 | 3.07   |
| H20年度 | 4月1日(振・企) | 87,206,800  | 87,206,800  | 年度当初 | 264,602,450 | 3.03   |
|       | 5月30日(企)  | 60,400      | 87,267,200  |      |             |        |
|       | 12月4日(振)  | 22,482,800  | 109,750,000 | (注1) |             |        |
|       | 2月27日(企)  | 250,000     | 110,000,000 |      |             |        |
|       | 3月3日(振)   | 20,000,000  | 130,000,000 | 年度末  | 347,049,629 | 2.67   |
| H21年度 | 4月1日(振・企) | 129,928,700 | 129,928,700 | 年度当初 | 347,049,629 | 2.67   |
|       | 11月30日(振) | 19,071,200  | 148,999,900 | 年度末  | 389,355,562 | 2.61   |
| H22年度 | 11月30日(振) | 133,245,900 | 133,245,900 | 年度当初 | 389,355,562 | 2.92   |
|       | 7月30日(企)  | 45,800      | 133,291,700 |      |             |        |
|       | 11月30日(企) | 91,500      | 133,383,200 |      |             |        |
|       | 11月30日(振) | 26,616,800  | 160,000,000 | 年度末  | 407,053,003 | 2.54   |
| H23年度 | 4月1日(振・企) | 137,000,000 | 137,000,000 | 年度当初 | 407,053,003 | 2.97   |
|       | 4月28日(企)  | 274,500     | 137,274,500 |      |             |        |
|       | 8月5日(振)   | 22,637,200  | 159,911,700 | (注2) |             |        |
|       | 11月1日(企)  | 88,300      | 160,000,000 |      |             |        |
|       | 12月16日(振) | 30,000,000  | 190,000,000 | 年度末  | 442,819,913 | 2.33   |
| H24年度 | 4月2日(振・企) | 150,700,000 | 150,700,000 | 年度当初 | 442,819,913 | 2.94   |

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課提供資料を基に作成

(振) 中小企業振興資金

(企) 企業・研究所立地促進資金

(注1) 預託額の増加は、主にリーマンショックによる補正予算の影響

(注2) 預託額の増加は、主に東日本大震災(H23.3.11)による補正予算の影響

特に、平成23年12月16日の中小企業振興資金の金融機関への預託額30,000百万円は、県では、追加預託を決定した時点では融資枠にまだ余裕があったものの、震災復興や年末年度末の資金需要、震災や原発事故の影響に加え円高など中小企業を取り巻く経営環境は依然

として厳しい状況にあることから経営安定のため資金需要などが高く推移していくおそれもあると判断し、実行したものであるが、平成 23 年度の年度末の預託額 190,000 百万円と平成 24 年 4 月 2 日の預託額 150,700 百万円を比較してみればわかるように、実質的に使用されていない預託額となっていた。

仮に 30,000 百万円を県が資金運用していれば、相応の利息収入が得られていたはずであり、本事例においては当該利息相当額が県の機会損失、金融機関の機会利得となっていたことになる。

資金の効率的な運用の観点から、当初予算に縛られずに、融資の実行のために本当に必要な資金を計算し、適時に金融機関へ預託するよう、見直しを行うことが望まれる。

## 6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 信用保証協会での審査能力の向上について

中小企業振興融資資金融資は、中小企業の経営基盤の強化等に資するための融資制度であり、いたずらに審査を強化するだけでは制度の趣旨に反することとなる。

しかし、既に事業性を失っており融資してもその効果が期待できないことが明らかな事業者に対して融資が行われることは、あってはならない行為である。より可能性のある事業者に資金を回すべきである。

このような観点に立ったうえで、審査能力を高めていくことが求められるが、以下の 2 点を指摘する。

#### ア 早期事故案件のフィードバックのあり方

融資後短期間で破綻し代位弁済した案件については、破綻原因を分析し、保証協会として審査上問題はなかったのか、改善すべき点があるのか等の分析・検証を実施して、その後の審査等に活かしていくこと、すなわち検証とフィードバックは重要である。

信用保証協会の平成 18 年 5 月 24 日付け「早期事故案件フィードバック要領」によると、審査能力の向上を図るため、保証承諾後原則 1 年以内に事故報告を受付した案件を対象に審査時点の資料(稟議書)を審査担当者等に回付して、振り返りを行うこととしている。また、平成 24 年度に同要領の見直し案が作成されているが、フィードバックの方法等をより明確にするための見直しである。

上記要綱のフィードバックの方法は稟議書を審査担当者や決済担当者に回付し、振り返りを行うものであるが、果たしてこのような方法で審査能力の向上が期待できるであろうか。

単に回付するだけでなく、審査上どこに見落とし、判断ミス等があったのかを明確にする必要がある。そして、発見された問題点や改善点をとりまとめ文書化し、関係部署に回付し、必要な点については審査マニュアルや審査ガイドライン等に反映させるべきと考える。また、研修会等において事例研究資料として活用することが必要と考える。

## イ 審査担当者に対するインセンティブ

審査がよりの確に実施される上で、審査担当者に対するインセンティブの仕組みを導入することは有効と考える。

例えば、審査担当者の昇格や昇給等の査定項目に「審査能力」を加え、審査面で優れた能力を発揮している場合には加点し、著しい不備が認められる場合には減点する等の方法も考えられる。その場合、審査能力の評価項目は信用保証協会の制度目的に照らして適切なものでなくてはならない。また、併せて研修の充実、資格取得の奨励等も行って審査能力の向上に取り組むことが重要と考える。

## (2) 早期事故案件に係る説明書の提出要件

現在、信用保証協会は取扱金融機関に対して、早期事故案件を対象に「早期事故案件に係る説明書」の提出を求めている。対象は以下の2要件に該当する案件である。

要件1：新規の案件

要件2：貸付実行後6か月以内に事故報告書が提出された案件

6(1)「信用保証協会におけるセーフティネット資金に関する審査」において、今回の監査でサンプル抽出した中でA社、B社及びC社はいずれも上記の要件2「貸付実行後6か月以内に事故報告書が提出された案件」の要件に該当するため、信用保証協会に対して金融機関からの「早期事故案件に対する説明書」の提出を求めたところ、要件1の「新規の案件」に該当しないため、すなわち、A社、B社及びC社は過去にも信用保証協会の保証制度を利用した融資実績があるため、対象外であるとの回答であった。

過去に融資実績があり事故が発生していなかったとしても、審査は直近時点での事業者の状況を的確に把握して、融資判断を行うことが肝要である。過去に融資実績があり事故が発生していないという点は一つの参考情報に過ぎない。

すなわち、金融機関が融資時点での事業者の状況を的確に把握し、審査が甘くならないためにも、また信用保証協会が金融機関に対する指導や連携強化を図る意味でも要件1の「新規の案件」の要件を外して、「早期事故案件に係る説明書」の提出を求めるべきと考える。

なお、信用保証協会は、貸付日から2ヶ月以内に期限の利益を喪失した先については全件、代位弁済請求時に取扱金融機関から「事故発生に関する補足説明書」の提出を受け、都度状況を確認しているが、上記の対応を実施することで早期事故案件への取組が充実するものと考えられる。



## 【一般会計 基金】

### 第 1 緊急雇用創出事業等臨時特例基金

#### 1 制度の趣旨

##### (1) 目的

緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、雇用失業情勢が下降局面にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の失業者への一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業の実施を目的とするものである。

##### (2) 根拠法令等

- ・千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例
- ・千葉県緊急雇用創出事業実施要領

#### 2 基金造成年度及び基本財産

##### (1) 基金の概要

基金の財源はすべて国からの交付金によるものである。

平成 20 年度から平成 23 年度にかけての、国からの交付金による積立額の推移は以下のとおりである。

図表 2 - 一般基金 - 1 - 1 国からの交付金の積立額の推移

(単位：百万円)

|     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 合計     |
|-----|----------|----------|----------|----------|--------|
| 積立額 | 3,930    | 11,230   | 3,230    | 5,320    | 23,710 |

(出所) 所管課提供資料

##### (2) 基金の管理体制

基金を活用する各事業について予算要求を行い、一般財源に繰り入れて使用している。また、基金の管理は、主に譲渡性預金で行なっている。

### 3 事業内容

#### (1) 事業の概要

景気の悪化等による企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託（直接実施も可）し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。

ふるさと雇用再生特別基金が長期的な雇用を目的にしているのに対し、緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、短期の雇用を創出することを目的としている。

制度上、事業実施には、事業費に占める対象者の人件費割合が5割以上であることや、雇用就業期間は12ヶ月以内であることの要件が規定されている。

#### (2) 基金の取崩状況と事業の概要

平成20年度から平成23年度にかけての、基金の取崩状況の推移は以下のとおりである。

図表2 - 一般基金 - 1 - 2 基金の取崩状況の推移

(単位：百万円)

|     | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計     |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 取崩額 | 5      | 1,959  | 5,720  | 7,848  | 15,532 |

(出所) 所管課提供資料

緊急雇用創出事業等臨時特例基金は、事業実施要件に該当する事業で幅広く活用されている。主な活用例としては、以下のとおりである。

##### 重点分野雇用創出事業

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、教育・研究、地域社会雇用に加え、県が設定する4分野を重点分野として、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供を行う事業

##### 地域人材育成事業

失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業

##### 震災等緊急雇用対応事業

災害救助法の適用地域で国の定めた地域に所在する事業所に雇用されており、災害に

より離職を余儀なくされた方並びに当該地域に居住していた求職者及び平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者に、雇用・就業機会を創出・提供する事業

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業を自治体が選定・委託して事業実施する事業

このように、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した事業は多岐にわたっている。

## 4 実施した手続き

- ・「千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・譲渡性預金証書及び普通預金通帳により、基金が譲渡性預金等で運用されていることを確かめた。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までの緊急雇用創出事業の集計表を入手し、事業の推移を確かめた。
- ・平成 20 年度下期から平成 23 年度下期までの緊急雇用創出事業実績報告書を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

## 5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## 6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 事業の実施状況について

平成 20 年度から平成 23 年度にかけての事業費の推移は図表 2 - 一般基金 - 1 - 3 のとおりである。

これに対し、国から県への交付金は、約 237 億円であり、執行率は、64.3%にとどまっている。

緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した事業によって、平成 20 年から平成 23 年度にかけて、千葉県では、13,288 名の雇用を創出しており、一定の事業効果は認められるが、基金を活用した事業が多岐にわたっていることから、各課での連携を深めることで、事業の執行率はさらに高められたものと考えられる。

図表 2 - 一般基金 - 1 - 3 事業費の推移

(単位：千円)

|          | 金額         |
|----------|------------|
| 平成 20 年度 | 4,869      |
| 平成 21 年度 | 1,958,984  |
| 平成 22 年度 | 5,682,683  |
| 平成 23 年度 | 7,604,988  |
| 合計       | 15,251,524 |

(出所) 所管課提供資料

## (2) 事業計画の策定と事業目標の設定

事業の実施にあたり、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 ヶ年に係る事業計画は作成されていない。平成 20 年度当初、景気の減退により雇用環境は急速に悪化しており、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を用いた事業の必要性は高まっていた。一方、事業の実施に向けては、雇用就業期間などで要件が設定されている。さらに、対象となる事業も多岐にわたっている。これらの点を考慮すると、事業実施に向けては、事業計画の策定は不可欠である。

また、事業計画では、あらかじめ目標値を設定するなどの工夫も必要である。事業の結果、13,288 名の雇用が創出されてはいるものの、当初に目標値が設定されていないため、事業効果の評価は困難である。また、目標値が設定され、その達成状況が評価されれば、事業の改善にも有効である。

国の交付金を財源として事業化される事業についても、事業計画を策定し、目標値を設定するなどの工夫を行なうことで事業効果を高めるべきである。

## 第2 ふるさと雇用再生特別基金

### 1 制度の趣旨

#### (1) 目的

現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組み支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援するものである。

#### (2) 根拠法令等

千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例

千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領

### 2 基金造成年度及び基本財産

#### (1) 基金の概要

事業の期間 : 平成21年度から平成23年度まで

国からの交付金 : 57億6千万円

#### (2) 基金の管理体制

基金を活用する各事業について予算要求を行い、一般財源に繰り入れて使用する。また、基金の管理は譲渡性預金で行っている。

### 3 事業内容

#### (1) 事業の概要

千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例を根拠に、地域における継続的な雇用の機会の創出に資する事業の資金に充てるため、県では基金を造成し、市町村、企業等に補助金を交付する。

事業の目的が継続的な雇用機会の創出にあるため、労働者と原則1年以上の雇用契約を締結し、必要に応じて雇用契約の更新を可能とする。また、本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、助成金として一時金を支給する。

## 4 実施した手続き

- ・「千葉県ふるさと雇用再生特別基金条例」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付決定額確定通知書を入手し、基金積立額と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 24 年度までの調定伝票を入手し、基金から一般会計への繰入金と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までの調定減額戻出伝票を入手し、一般会計から基金への戻入額と一致することを確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までのふるさと雇用再生特別基金事業の集計表を入手し、事業の推移を確認した。
- ・平成 21 年度から平成 23 年度までのふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

## 5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## 6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 事業の実施状況について

図表 2 - 一般基金 - 2 - 1 事業の実施状況

(単位：千円)

| 日付               | 基金から一般会計への繰入額 |
|------------------|---------------|
| 平成 21 年 5 月 8 日  | 60,000        |
| 平成 21 年 6 月 8 日  | 500,000       |
| 平成 21 年 8 月 31 日 | 2             |
| 平成 22 年 3 月 31 日 | 239,998       |
| 平成 21 年 5 月 31 日 | 191,213       |
| 平成 21 年度実績額 (A)  | 608,787       |
| 平成 22 年 6 月 30 日 | 500,000       |
| 平成 23 年 3 月 31 日 | 1,811,080     |
| 平成 23 年 5 月 31 日 | 692,612       |
| 平成 22 年度実績額 (B)  | 1,618,468     |
| 平成 23 年 6 月 30 日 | 362,000       |
| 平成 24 年 3 月 30 日 | 1,299,968     |
| 平成 24 年 5 月 31 日 | 175,988       |
| 平成 23 年度実績額 (C)  | 1,485,980     |

(出所) 所管課提供資料を基に作成

県では、平成 21 年度からの事業の開始に向け、平成 21 年 3 月に国から、57 億 6 千万円の交付金の交付を受けた。

一方、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての事業の実施状況は図表 2 - 一般基金 - 2 - 1 のとおりである。

平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績額の累計(A+B+C)は、37 億 13 百万円であり、これは当初の国からの交付額の 64.5% (執行率) に止まっている。

平成 21 年度から平成 23 年度にかけては、リーマンショックなどもあり、雇用環境は急速に悪化した経済状況にあった。大規模な工業地帯を抱える千葉県では、雇用環境の悪化への対応は急を要したものと考えられる。しかし、その一方で執行率が 64.5% に止まったことは、市町村や庁内での連携不足などの問題があったと考えられる。

今後、県と市町村との更なる連携強化が望まれる。

## (2) 事業の効果を向上するための工夫

当該事業の実施により、平成 21 年から 23 年の 3 年間にかけて、954 名(実雇用人数)の失業者の雇用が行われている。しかし、平成 23 年度末時点で継続的に雇用されている人数は、504 名であり、これは、雇用が行われた 954 名の 52.8% に止まっている。このように、事業の目的である継続的な雇用機会の創出には至っていない事例が多く見られる。

当該事業は、市町村が事業計画を作成し、県が事業計画の評価を行った結果、県が認めたものが事業化される。しかし、県が事業計画の評価を行っているにもかかわらず、事業効果は芳しくない。

経済環境が急速に悪化する中で、一時的な雇用ではなく、継続的な雇用を創出することは容易なことではない。したがって、事業の実施には、県と市町村とによる十分な検討が不可欠であった。しかし、県では、事前に市町村に明確な評価基準を示すなどの工夫は充分に取られていない。

国は、その性格から全国統一の制度を立案する立場にあり、また制度の推進に向け都道府県に通知を行う。その一方で、市町村はそれぞれの地域に応じた事業の検討を行うことになる。このような中で、県は、国による大きな方向性を鑑み、また、それぞれの市町村の地域性に配慮した事業化をサポートする立場にある。国の立案した制度を、それぞれの地域で事業化するにあたって県の役割は大きい。

今後も、市町村が事業計画を立案し、県が評価等を行なったうえで事業化されるといった国からの交付金制度が考えられるが、このような場合、県と市町村とによる検討会を設置するなど、県と市町村が連携し、事業化を検討すべきである。

## 【特別会計 貸付金】

### 第1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金

#### 1 制度の趣旨

##### (1) 目的

ちば中小企業元気づくり基金貸付金は、その運用益を活用して、中小企業の創業や経営革新、新事業展開の促進等の支援を行い、中小企業が元気になるための環境づくりを行うため、公益財団法人千葉県産業振興センター（以下、産業振興センターという。）に貸し付けられている基金の造成資金である。

##### (2) 根拠法令等

ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領(千葉県)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則

独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則

#### 2 制度の仕組み・手続き

##### (1) ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金の概要

ちば中小企業元気づくり基金は、総額 8,000,000 千円の基金である。

基金の原資の 80%である 6,400,000 千円については、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して貸付けがなされており、千葉県は、独自資金 1,000,000 千円とあわせ 7,400,000 千円を平成 20 年 9 月 24 日付けで産業振興センターに無利子貸付を行っている。なお、残額の 600,000 千円は、地元金融機関（千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行）から、産業振興センターに年利 1.5%で貸付けが行われている。

##### (2) 貸付の流れ

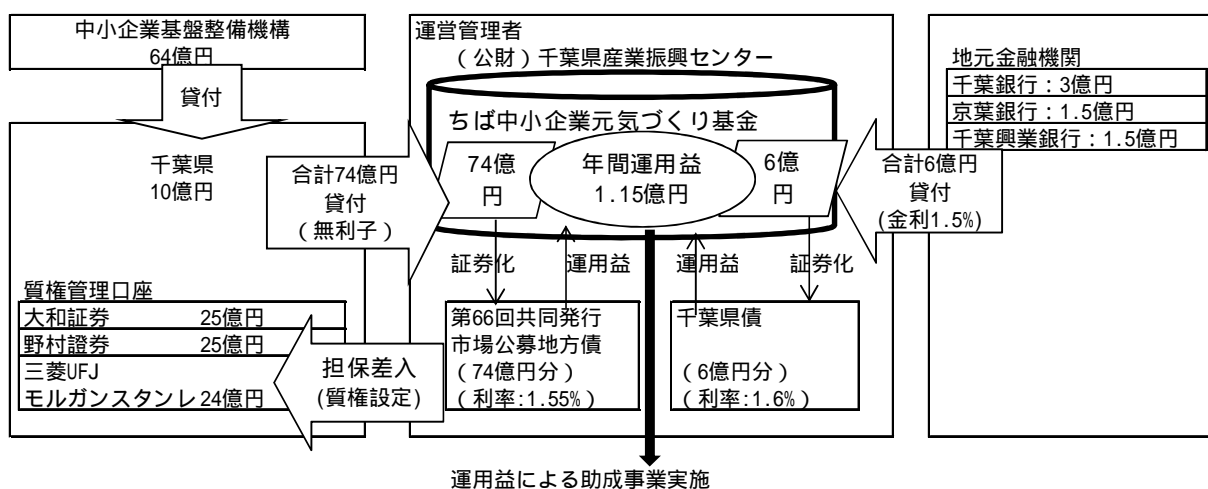
貸付金の流れは下図のとおりである。

独立行政法人中小企業基盤整備機構よりの借入金 6,400,000 千円を含む 7,400,000 千円が、県より運営管理者である産業振興センターに貸し付られ、第 66 回共同発行市場公募地方債での運用がなされている。なお、(独)中小企業基盤整備機構 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第 9 条に基づき、県による質権が設定されている。

地元金融機関よりの融資 600,000 千円部分については、千葉県債（年利 1.6%）での運用がなされている。



図表 2 - 特別貸付 - 1 - 1 貸付の流れ



### (3) 関係機関との契約関係

#### ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構

ちば中小企業元気づくり基金の原資の80%である6,400,000千円については、平成20年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 2 中小企業基盤整備機構との契約概要

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 貸付金額   | 6,400,000千円     |
| 転貸の相手方 | 財団法人千葉県産業振興センター |
| 最終償還期限 | 平成30年9月23日      |
| 償還方法   | 平成30年9月23日に一括償還 |
| 利率     | 無利子             |

(出所) 県所管部署の提示資料

#### イ 公益財団法人千葉県産業振興センター

平成20年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、千葉県より産業振興センターに対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 3 産業振興センターとの契約概要

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 貸付金額   | 7,400,000千円     |
| 最終償還期限 | 平成30年9月23日      |
| 償還方法   | 平成30年9月23日に一括償還 |
| 利率     | 無利子             |

(出所) 県所管部署の提示資料

### 3 貸付金の実行額及び残高の推移

#### (1) 貸付金残高の推移(基金設置～23年度)

前述のとおり、千葉県と産業振興センターとの金銭消費貸借契約上、貸付金 7,400,000 千円を平成 30 年 9 月 23 日に一括償還することとなっており、平成 23 年度末の貸付金残高は当初貸付金額より増減はない。

### 4 公益財団法人千葉県産業振興センターの概要

#### (1) 設立目的

産業振興センターは、産業界、学術機関及び行政機関の緊密かつ適正な連携のもとに、産業技術の振興、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援することにより、千葉県産業の振興に寄与することを目的として設立された。

#### (2) 設立年月日

昭和 47 年 4 月 11 日

#### (3) 基本財産(平成 24 年 3 月 31 日現在)

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 4 基本財産の内訳

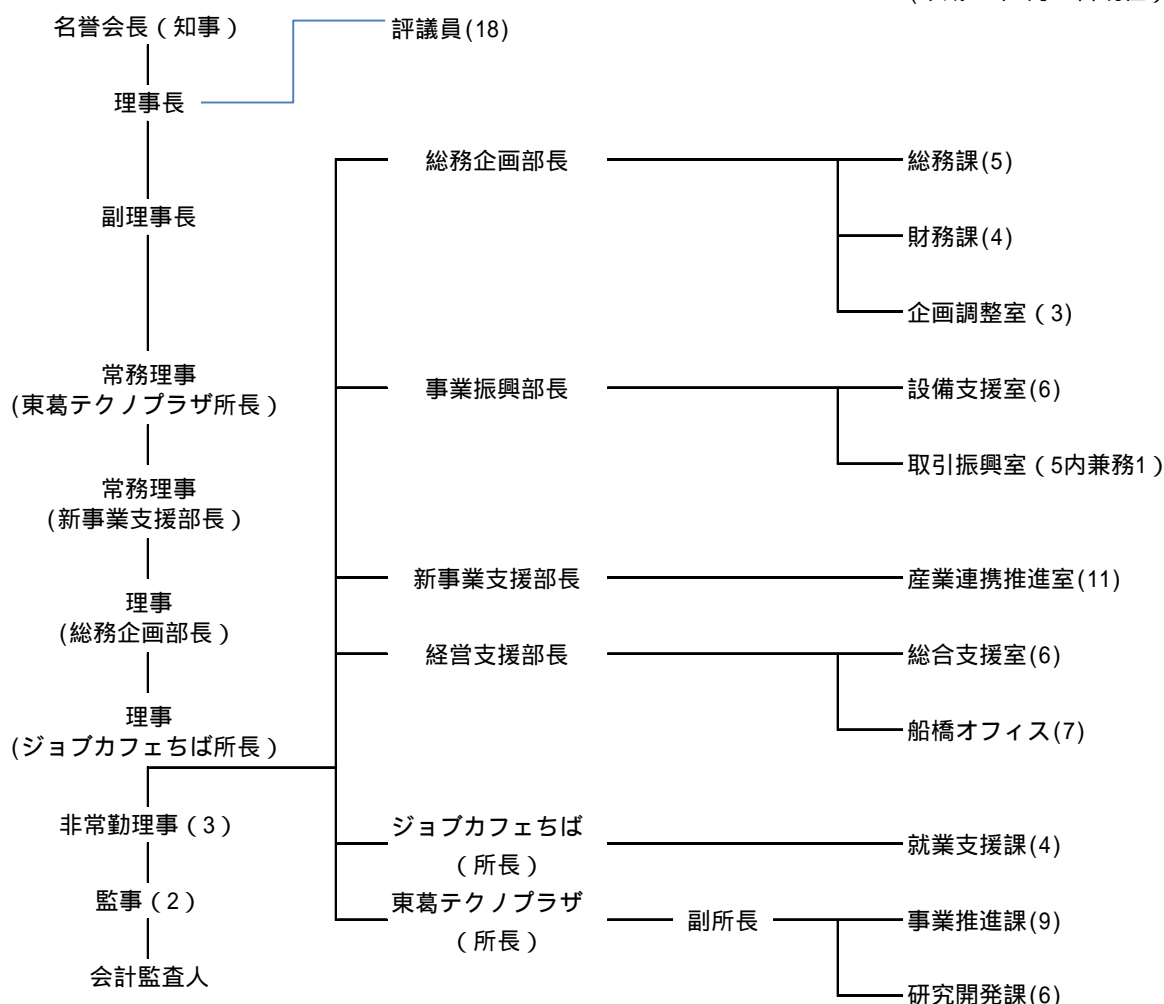
(単位:千円、%)

| 出資者              | 金額      | 構成比    |
|------------------|---------|--------|
| 千葉県              | 521,000 | 54.0%  |
| (旧)千葉県工業技術振興センター | 441,400 | 45.8%  |
| その他 12 社         | 1,600   | 0.2%   |
| 合計               | 964,000 | 100.0% |

(出所)千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

## (4) 人員及び組織

(平成24年3月31日現在)



(出所)平成 23 年度事業報告書及び決算報告書

## (5) 主な事業の概要

- a 産業振興に係る企画及び総合的支援に関する事業
- b 産・学・官の連携及び交流の促進に関する事業
- c 技術開発、技術交流及び技術移転の促進に関する事業
- d 人材の育成及び交流並びにこれらと一体的に行う就業支援に関する事業
- e 中小企業への総合的経営支援に関する事業
- f 下請中小企業の振興及び販路拡大に関する事業
- g 創造的中小企業の育成支援等に関する事業
- h 中小企業者が行う事業の用に供する設備の購入及び貸与に関する事業
- i 小規模企業者等設備導入資金に関する事業
- j 中小商業者等の活性化支援に関する事業
- k 中小企業者の経営革新に関する事業
- l 情報の収集、加工、調査分析及び提供に関する事業
- m 中小企業の情報化支援に関する事業

- n 東葛テクノプラザの運営に関する事業
- o 国県その他の公共的団体の委託を受けて行う事業
- p その他この法人公益目的を達成するために必要な事業・

## 5 ちば中小企業元気づくり基金の概要

### (1) 基金設置の目的

ちば中小企業元気づくり基金の目的は下記のとおりである。

- ・ 中小企業の創業・経営革新を促進し、中堅企業へのステップアップを後押しする。
- ・ 千葉県の地域資源を活用した製品等の開発やビジネスモデル構築等を支援し、地域活性化を図る。
- ・ 企業が培ってきた高度な技術・技能を受け継ぎ、発展させるような専門知識を有する人材を育成・確保するための支援を行う。

### (2) 根拠法令等

- ・ ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領（千葉県）
- ・ ちば中小企業元気づくり助成事業等助成金交付要領（産業振興センター）

### (3) 基金運用益と残高の推移（設置～平成23年度）

基金の運用益及びその残高の推移は下記のとおりである。前述のように、基金は第66回共同発行市場公募地方債(年率1.55%)及び千葉県債(年率1.60%)での運用がなされているため、各年度124,357千円及び若干の普通預金の利息収入がある一方、有利子借入れに伴う支払利息9,043千円があるため、運用益としては115,314千円となる。なお、平成20年度に関しては、年度途中からの基金設定のため期間対応部分の運用益となっている。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 5 基金運用益と残高推移

(単位:千円)

| 項目     | 年度     |         |         |         |
|--------|--------|---------|---------|---------|
|        | 平成20年度 | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
| 前年度繰越額 | -      | 24,115  | 71,197  | 92,429  |
| 運用益    | 48,023 | 115,357 | 115,357 | 115,314 |
| 支出額    | 23,908 | 68,275  | 94,125  | 127,132 |
| 残高     | 24,115 | 71,197  | 92,429  | 80,611  |

(出所)各年度資金収支実績より作成

(4) 基金の助成事業の推移 (設置～平成23年度)

図表2 - 特別貸付 - 1 - 6 助成事業の推移

(単位:件、千円)

| 事業名                  | 平成20年度   | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度  | 計       |         |
|----------------------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 新商品・新技術・特<br>産品等開発助成 | 助成件数     | 4      | 8      | 13      | 15      | 40      |
|                      | 助成金額     | 9,716  | 25,309 | 40,246  | 39,652  | 114,923 |
| ビジネスモデル構<br>築・事業化助成  | 助成件数     | 1      | 4      | 0       | 2       | 7       |
|                      | 助成金額     | 4,944  | 15,920 | 0       | 7,543   | 28,407  |
| 市場開拓助成               | 助成件数     | 13     | 19     | 6       | 12      | 50      |
|                      | 助成金額     | 4,189  | 5,516  | 3,753   | 6,779   | 20,237  |
| 高度研究開発助成             | 助成件数(新規) | 1      | 4      | 6       | 6       | 17      |
|                      | (継続)     | 0      | 1      | 4       | 8       | 13      |
|                      | 助成金額     | 183    | 9,544  | 29,125  | 45,231  | 84,083  |
| 地域プロデュース事<br>業助成     | 助成件数     | 0      | 0      | 3       | 1       | 4       |
|                      | 助成金額     | 0      | 0      | 1,894   | 819     | 2,713   |
| 地域活性化事業助成            | 助成件数     | 0      | 2      | 4       | 7       | 13      |
|                      | 助成金額     | 0      | 3,932  | 7,135   | 14,333  | 25,400  |
| 産業人材づくり支援<br>事業      | 助成件数     | 0      | 1      | 1       | 2       | 4       |
|                      | 助成金額     | 0      | 1,246  | 1,246   | 1,926   | 4,418   |
| ベンチャー創業支援<br>事業      | 助成件数     | 1      | 1      | 4       | 4       | 10      |
|                      | 助成金額     | 1,000  | 1,000  | 4,000   | 3,936   | 9,936   |
| 新事業展開集中サ<br>ポート事業    | 助成件数(新規) | 4      | 2      | 1       | 3       | 10      |
|                      | (継続)     | 0      | 4      | 6       | 3       | 13      |
|                      | 助成金額     | 2,057  | 4,812  | 5,666   | 5,490   | 18,027  |
| 助成対象者へのハン<br>ズオン支援等  | 助成件数     | 4      | 1      | 0       | 0       | 5       |
|                      | 助成金額     | 393    | 96     | 0       | 0       | 490     |
| 助成合計                 | 助成件数     | 28     | 47     | 48      | 63      | 186     |
|                      | 助成金額     | 22,483 | 67,376 | 93,065  | 125,710 | 308,635 |
| 管理事業費                | 1,424    | 899    | 1,059  | 1,422   | 4,806   |         |
| 支出合計                 | 23,908   | 68,275 | 94,125 | 127,132 | 313,441 |         |

(出所) 産業振興センター提供資料を加工

(5) 助成対象先選定の流れ

助成金の事業実施対象期間及び助成率は、ちば中小企業元気づくり基金助成金交付要領(以下「交付要領」という)別表により下記のとおり規定されている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 7 助成事業の選定の流れ

| 事業名                     | 助成率    | 助成限度額   | 助成対象期間 |
|-------------------------|--------|---|--------|
| ちば中小企業元気づくり助成事業         |        |   |        |
| 新商品・新技術・特産品等開発助成        | 1/2 以内 | 経営革新計画で位置づけした新商品・新技術・特産品等の研究開発への助成<br>500 万円  | 1 年以内  |
|                         |        | 新製造技術、情報通信・エレクトロニクス、バイオ・医療・福祉・健康サービス、素材・環境・新エネルギー、物流、食品、観光・レジャーの分野における新技術・新製品・特産品等の研究開発への助成<br>300 万円 |        |
| ビジネスモデル構築・事業化助成         | 1/2 以内 | 1,000 万円<br>(中小企業者、組合は 500 万円)  | 1 年以内  |
| 市場開拓助成                  | 1/2 以内 | 100 万円<br>下限 20 万円  | 1 年以内  |
|                         |        | 海外市場の販路開拓を目指すための展示会出展への助成 100 万円  | 1 年以内  |
| 高度研究開発助成                | 2/3 以内 | 1,000 万円  | 3 年以内  |
| 地域プロデュース支援事業            |        |   |        |
| 地域プロデュース事業              | 1/2 以内 | 100 万円  | 1 年以内  |
| 地域活性化事業                 | 1/2 以内 | 200 万円  | 1 年以内  |
|                         | 2/3 以内 | 300 万円 (震災復興支援枠)  |        |
| 専門家派遣事業                 |        |   |        |
| 新事業展開集中サポート事業           | 10/10  | 知事が承認した基金事業計画に定める額を上限とする  | 1 年以内  |
| ベンチャー創業支援事業             |        |   |        |
| ベンチャー創業支援事業             | 2/3 以内 | 100 万円  | 1 年以内  |
| 助成対象者へのハンズオン支援等         |        |   |        |
| 助成対象者へのハンズオン支援等 (専門家派遣) | 10/10  | 知事が承認した基金事業計画に定める額を上限とする  | 1 年以内  |

新事業展開集中サポート事業及び助成対象者へのハンズオン支援については、産業振興センターが助成先となる。なお、助成対象者へのハンズオン支援については公募による助成事

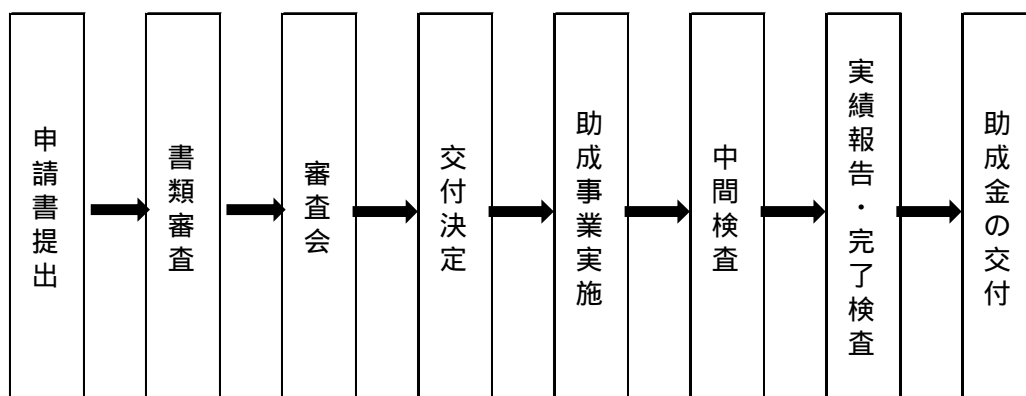
業にて助成を決定した企業が支援対象であり、支援対象企業からの申請をもとに、産業振興センター理事長が専門家派遣を決定している。

産業振興センター以外が助成先となる事業については公募による助成先の選定がなされる。

#### ア 公募による助成事業の案件選定

公募による助成事業に関しては下記のとりのスケジュールで助成が実施される。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 8 助成事業のスケジュール



平成 23 年度においては、助成申請は 4 月 1 日から 5 月 13 日までの受付がなされ、6 月に開催されたちば中小企業元気づくり基金助成事業審査委員会（各分野ごと）において、助成案件が決定された。なお、市場開拓分野及び地域活性化分野に関しては 7 月に 2 次公募が行われている。助成事業は、別途定められている採択基準を総合的に勘案し、充足度の高い者から予算の範囲内で採択される。

#### イ 目標設定

産業振興センターは、助成事業の事業成果に係る評価指標として、中小企業者等に対する助成に関して下記の短期目標と長期目標を定めている。

図表 2 - 特別貸付 - 1 - 9 短期目標、長期目標の概要

短期目標：

| 助成事業名   | 成果目標   |
|---|--|
| 新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成   | 助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合30%以上（年平均4件以上が事業化）     |
| 地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成  | 助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合30%以上（年平均2件以上が事業化）     |
| ベンチャー創業支援事業   | 助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に事業化を果たす割合20%以上（年平均2件以上が事業化）     |
| 市場開拓助成  | 助成事業完了後3年以内（事業終了年度を含む）に新規取引の開始を果たす割合30%以上（年平均6件以上が事業化） |
| 新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成、ベンチャー創業支援事業、市場開拓助成、新事業展開集中サポート事業 | 新たに経営革新計画の承認を得た企業数を平成30年度末で70件以上とすること                  |

長期目標：

| 助成事業名   | 成果目標                                   |
|---|--|
| 新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、ベンチャー創業支援事業 | 事業化を達成した年度の売上高と比較して平成30年度末の売上高が20%以上増加 |

産業支援機関に対する助成としては、

| 助成事業名         | 成果目標   |
|---------------|--|
| 新事業展開集中サポート事業 | 専門家チーム派遣が終了した3年目において、支援企業の65%以上が経常利益の増加を図っていること。 |
| 産業人材づくり支援事業   | 事業年度ごとに研修参加者等にモニタリングを行い、肯定的な評価が80%以上であること。       |

実績報告書記載の平成23年度の短期目標実績は、下記のとおりである。



図表 2 - 特別貸付 - 1 - 10 短期目標実績

(単位：件)

| 助成事業名   | 成果目標達成 |           | 目標件数 | 達成率   |
|---|--------|-----------|------|-------|
|   | 累計件数   | 今年度目標達成件数 |      |       |
| 新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成   | 14     | 7         | 35   | 40.0% |
| 地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成  | 2      | 2         | 15   | 13.3% |
| ベンチャー創業支援事業   | 0      | 0         | 21   | 0.0%  |
| 市場開拓助成  | 24     | 4         | 56   | 42.9% |
| 新商品・新技術・特産品等開発助成、ビジネスモデル構築・事業化助成、高度研究開発助成、地域プロデュース事業助成、地域活性化事業助成、ベンチャー創業支援事業、市場開拓助成、新事業展開集中サポート事業 | 10     | 1         | 70   | 14.3% |
| 新事業展開集中サポート事業   | 2      | 2         | 55   | 3.6%  |
| 産業人材づくり支援事業   | 4      | 2         | -    | -     |

長期目標に関しては基金終了の平成 30 年度における目標値であるため、平成 23 年度時点での評価はできない。

## 6 実施した手続き

### (1) 県における手続き

- ・ ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金の概要及び中小企業基盤整備機構との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となる中小企業基盤整備機構の準則・細則、ちば中小企業元気づくり基金事業実施要領を確認した。
- ・ 金銭消費貸借証書を閲覧し、貸付条件に関して確認した。

### (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターにおける手続き

- ・ 産業振興センターの担当者から、助成先選定の手続き及び助成後の検査についての説明を受けた。
- ・ 助成実績を確認した。
- ・ 助成審査の審査書類を閲覧した。
- ・ サンプル 3 件を抽出し、事業申請、助成事業報告書、決算総表等の資料を閲覧した。

## 7 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## 8 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 執行率について

ちば中小企業元気づくり基金事業の執行率は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 12 執行率の推移

(単位:千円)

| 年度<br>項目        | 平成20年度 | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|
| 予算額(前年繰越+運用益) a | 48,024 | 139,473 | 186,555 | 207,744 |
| 支出額 b           | 23,908 | 68,276  | 94,126  | 127,132 |
| 次年度繰越額          | 24,116 | 71,198  | 92,430  | 80,612  |
| うち次年度以降支払見込額    | 9,817  | 32,192  | 43,259  | 48,513  |
| うち用途未確定繰越額      | 14,299 | 39,006  | 49,171  | 32,099  |
| 執行率(b/a)        | 49.8%  | 49.0%   | 50.5%   | 61.2%   |

(出所) 産業振興センター提供データ

各年度の予算執行率は徐々に高まってきてはいるが平成23年度においても60%程度にとどまっている。予算執行率が低い理由のひとつに、複数年の助成事業(高度研究開発助成事業)について、次年度以降のものも採択年度において予算を確保している影響がある。次年度繰越額のうち用途未確定の繰越金額は平成23年度では約15%となっている。

交付要領別表において、高度研究開発助成限度額は「3年以内で1,000万円」であり、規定上、年度ごとの上限金額は定められていない。しかし、産業振興センターが事業者の申請計画に基づいて発する交付決定通知書には助成金交付予定額の記載があり、それに従い事業を実施することになるため、計画の変更申請等により助成金全額を使用するといった場合を除き単年度に助成金全額を使用することはできない。従って、複数年の助成案件の次年度以降の予算額についても採択年度に留保してしまうと、本来他の事業に助成可能な資金が拘束されてしまい資金が効率的に使用されない事態を招くと考える。助成予定年度において必要な額の手当てを行うことで、当該資金を他の案件に使用することも可能であり、助成金を効率的に使用することが出来ると考える。

(2) 申請件数について

ちば中小企業元気づくり基金事業の申請件数と採択件数の推移は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 1 - 1 1 助成申請件数及び採択件数の推移

(単位:件)

| 事業名                              |      | H20 | H21 | H22 | H23 | 計   |
|----------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新商品・新技術・特<br>産品等開発助成             | 申請件数 | 12  | 25  | 19  | 20  | 76  |
|                                  | 採択件数 | 5   | 10  | 14  | 18  | 47  |
| ビジネスモデル構<br>築・事業化助成              | 申請件数 | 2   | 13  | 1   | 3   | 19  |
|                                  | 採択件数 | 1   | 6   | 0   | 2   | 9   |
| 市場開拓助成                           | 申請件数 | 15  | 24  | 6   | 12  | 57  |
|                                  | 採択件数 | 13  | 23  | 6   | 12  | 54  |
| 高度研究開発助成                         | 申請件数 | 7   | 7   | 9   | 8   | 31  |
|                                  | 採択件数 | 1   | 4   | 7   | 6   | 18  |
| 地域プロデュース<br>事業助成                 | 申請件数 | 0   | 0   | 4   | 1   | 5   |
|                                  | 採択件数 | 0   | 0   | 4   | 1   | 5   |
| 地域活性化事業助<br>成                    | 申請件数 | 0   | 2   | 4   | 7   | 13  |
|                                  | 採択件数 | 0   | 2   | 4   | 7   | 13  |
| 産業人材づくり支<br>援事業( 支援機関<br>事業)     | 申請件数 | 0   | 1   | 1   | 2   | 4   |
|                                  | 採択件数 | 0   | 1   | 1   | 2   | 4   |
| ベンチャー創業支<br>援事業                  | 申請件数 | 3   | 2   | 12  | 9   | 26  |
|                                  | 採択件数 | 1   | 1   | 4   | 5   | 11  |
| 新事業展開集中サ<br>ポート事業( 支援<br>機関事業)   | 申請件数 | 4   | 6   | 7   | 6   | 23  |
|                                  | 採択件数 | 4   | 6   | 7   | 6   | 23  |
| 助成事業者へのハ<br>ンズオン支援等<br>( 支援機関事業) | 申請件数 | 4   | 1   | 0   | 0   | 5   |
|                                  | 採択件数 | 4   | 1   | 0   | 0   | 5   |
| 合計                               | 申請件数 | 47  | 81  | 63  | 68  | 259 |
|                                  | 採択件数 | 29  | 54  | 47  | 59  | 189 |

(出所) 産業振興センター提供データ

ちば中小企業元気づくり基金事業のPRについては、産業振興センターのHP、千葉県  
のHP、産業振興センター発行のメールマガジン、パンフレット配付等により行われている。

分野ごとに見てみると新商品・新技術・特産品等開発助成分野のように、比較的多くの申  
請件数がある分野がある一方で申請件数が少ない分野もある。申請件数を増加させ、より制  
度趣旨に合った事業に助成金が助成されるよう、産業振興センターと県関係部局の連携によ  
る案件の掘り起し等を通じた基金のPRを一層推進する必要がある。「あいち中小企業応援

ファンド助成事業」では、ホームページにおいて公募説明会の案内を掲載し PR しており、このような例も参考となると考える。さらに、制度面での阻害要因があるのであれば、検討を行うことが必要と考える。申請件数に影響を与える要因としては、下記のものが考えられる。

#### ア 募集期間

ちば中小企業元気づくり基金事業への助成申請の募集期間は、平成 21 年度、平成 22 年度においては大部分の事業が 4 月の一ヶ月間であった。平成 23 年度においては、東日本大震災の影響を考慮し 4 月 1 日から 5 月 13 日まで延長を行った。

募集期間の長さは、応募件数に影響を与えられられるため、今後、東日本大震災の影響を直接受けない年度に関しても 2 ヶ月程度確保することは必要でないかと考える。

#### イ 助成期間

ちば中小企業元気づくり基金事業「5.ちば中小企業元気づくり基金の概要(5)助成対象先選定の流れ」に記載のとおり、助成期間は、高度研究開発助成を除き 1 年以内と規定されている。しかし、年度末までに助成案件を完了させるため、募集要項では助成期間を「助成金の交付決定の日から 2 月末」としている。事業実施期間は、ほとんどの分野で助成金交付決定が 7 月になされるため、最長で 9 ヶ月足らずとなっている。

他の自治体の同様な助成制度の募集インターネットで検索したところ佐賀県で実施されている「さが中小企業応援基金事業」のように、年度途中で募集を行うものの助成期間を助成金の交付決定日から 1 年としている事例があった。助成期間を助成金の交付決定日から 1 年とするのであれば、現状、事業期間が短くなるということから 2 次募集は多くの助成分野では実施されていないが、2 次募集を行い応募の機会を増やすことは可能ではないかと考える。

他の自治体の例を参考に助成事業期間を長くすることも検討の余地があると考ええる。

#### ウ 概算払制度

助成金は、助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合に支払われる(交付要領第 13 条)。このため、事業期間中の資金は、応募者が負担することとなるが応募者にとって事業期間中の資金がネックとなって事業申請にいたらないケースもあるのではないかと考える。

交付要領第 15 条において、特に必要と認める場合は助成金の概算払いが出来る旨の規定があるが、募集要項等において積極的にその旨を開示し、資金負担がネックとなる事業者に対してもアピールすることも有用ではないかと考える。

#### エ ハンズオン支援のニーズ把握

ハンズオン支援については、元気づくり基金の助成事業者を対象とする事業であり、助成事業の実施に伴い発生した課題(2 日程度で解決できる課題)について、専門家を派遣して対応しようとするものである。平成 23 年度の申請が無かった理由及び当該支援の必要性について、産業振興センターでは、「センターとしては、助成事業者への PR に努めているが、ハ

ンズオン支援にて対応できる課題（2日程度で解決できる課題）が無かったため、利用に至らなかったと思われる。ハンズオン支援については、過去の利用実績もあり、助成事業を円滑に実施するための補完的な支援メニューとして用意しておく必要があると考えている。」と分析している。

2日程度で実施できる支援は限定的であり、もう少し長期間を要するような支援が必要とされているケースも多いのではないかと考える。助成対象企業に対し、どのような支援を必要としているかのアンケートをとり、ニーズ把握を行い、それに沿った支援が出来ないか検討を行うことが有用であると考えます。

### （3）余剰資金について

ちば中小企業元気づくり基金貸付金の運用益は、産業振興センターの他の口座とは別に決済専用預金（1口座）及び普通預金（3口座）で管理を行っている。

平成23年度末の預金残高は107,350千円となっている。翌年度の4月上旬に助成金の支払があるため4月中旬から債権利息の入金時までには残高は少なくなるが、その後年間の債権利息が115,314千円入金するため、資金残高の水準は高くなっている。

資金残余额与が多額となる理由は、「8.包括外部監査の結果に添えて提出する意見（1）執行率について」に記載の事項及び助成決定後の変更による減額が生じる等である。

債券利息が2月8日に入金すること、4月の助成金確定払後の多額な出金はないことを考慮すると、資金繰りに関しての予測は比較的容易であり、資金の出金までの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

## 第2 ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金

### 1 制度の趣旨

#### (1) 目的

ちば農商工連携事業支援基金貸付金は、その運用益を活用して、中小企業者等と農林漁業者の有機的な連携体が行う新商品等の開発や販路開拓等の支援を行うため、(公財)千葉県産業振興センター(以下「産業振興センター」という。)に貸し付けられている基金の造成資金である。

#### (2) 根拠法令等

- ・ ちば農商工連携事業支援基金事業実施要領(千葉県)
- ・ (独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則
- ・ (独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則

### 2 制度の仕組み・手続き

#### (1) ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金の概要

ちば農商工連携事業支援基金は、総額 2,500,000 千円の基金である。

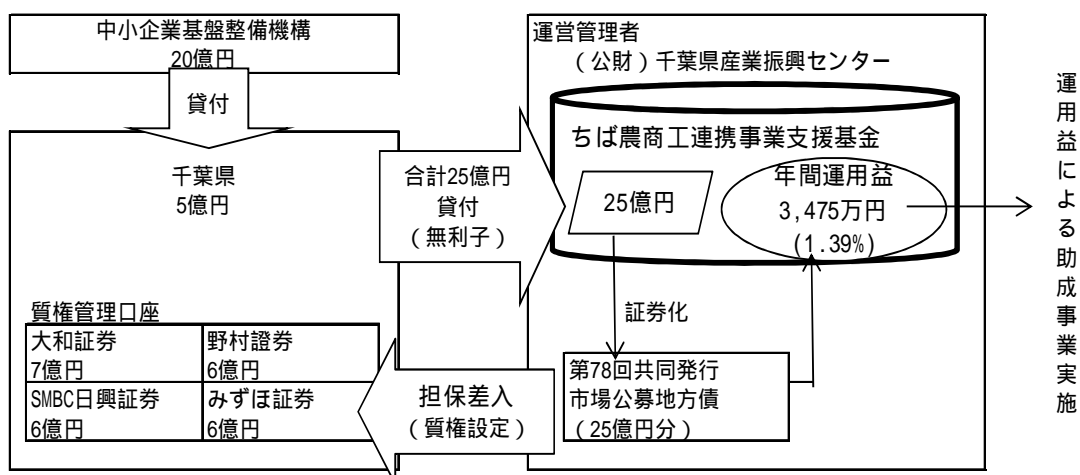
基金の原資の 80%である 2,000,000 千円については、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して貸付けがなされており、千葉県は、独自資金 500,000 千円とあわせ 2,500,000 千円を平成 21 年 9 月 24 日付けで産業振興センターに貸付けを行っている。

#### (2) 貸付けの流れ

貸付金の流れは下図のとおりである。

独立行政法人中小企業基盤整備機構よりの借入金 2,000,000 千円を含む 2,500,000 千円が、県より運営管理者である産業振興センターに貸し付けられ、第 78 回共同発行市場公募地方債での運用がなされる。なお、(独)中小企業基盤整備機構 農商工連携地域型中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第 9 条に基づき、県による質権が設定されている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 1 貸付金の流れ



### (3) 関係機関との契約関係

#### ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構

ちば農商工連携事業支援基金の原資の80%である2,000,000千円については、平成21年9月17日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、独立行政法人中小企業基盤整備機構より千葉県に対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 2 中小企業基盤整備機構との契約条件

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 貸付金額   | 2,000,000千円     |
| 転貸の相手方 | 財団法人千葉県産業振興センター |
| 最終償還期限 | 平成31年9月16日      |
| 償還方法   | 平成31年9月16日に一括償還 |
| 利率     | 無利子             |

(出所)金銭消費貸借契約証書より作成

#### イ 公益財団法人千葉県産業振興センター

平成21年9月24日付けで金銭消費貸借契約証書が締結され、千葉県より産業振興センターに対して下記の条件で貸付けがなされている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 3 産業振興センターとの契約条件

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 貸付金額   | 2,500,000千円     |
| 最終償還期限 | 平成31年9月23日      |
| 償還方法   | 平成31年9月23日に一括償還 |
| 利率     | 無利子             |

(出所)金銭消費貸借契約証書より作成

### 3 貸付金の実行額及び残高の推移

#### (1) 貸付金残高の推移(基金設置～23年度)

前述の通り、千葉県と産業振興センターとの金銭消費貸借契約上、貸付金 2,500,000 千円を平成 31 年 9 月 23 日に一括償還することとなっており、平成 23 年度末の貸付金残高は当初貸付金額より増減はない。

### 4 公益財団法人千葉県産業振興センターの概要

第 2 章 商工労働部 特別会計貸付金 第 1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金 4  
公益財団法人千葉県産業振興センターの概要 と同様である。

### 5 ちば農商工連携事業支援基金の概要

#### (1) 基金設置の目的

ちば農商工連携事業支援基金は、千葉県の地域経済の基盤である農林水産業と商工業等との連携(農商工等連携)を促進し、それぞれの強みを活かした連携体を支援することで、相乗効果を発揮し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

#### (2) 根拠法令等

- ・ちば農商工連携事業支援事業実施要領(千葉県)
- ・ちば農商工連携事業支援基金助成金交付要領(産業振興センター)

#### (3) 基金運用益と残高の推移(設置～平成 23 年度)

基金の運用益及びその残高の推移は下記のとおりである。前述のように、第 78 回共同発行市場公募地方債(年率 1.39%)での運用がなされているため、各年度 34,750 千円の運用益となるが、平成 21 年度に関しては、年度途中からのため期間対応部分の運用益となっている。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 4 基金運用益と残高の推移

(単位:千円)

| 項目 \ 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 前年度繰越額  | -        | 1,626    | 20,262   |
| 運用益     | 14,448   | 34,750   | 34,750   |
| 支出額     | 12,822   | 16,114   | 35,165   |
| 残高      | 1,626    | 20,262   | 19,847   |

(出所)各年度資金収支実績より作成



(4) 基金の助成事業の推移 (設置～平成23年度)

図表2 - 特別貸付 - 2 - 5 助成事業の推移

(単位:件、千円)

| 事業名                 |         | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 計        |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 新商品等開発・<br>販路開拓助成   | 助成件数    | 5       | 7       | 9       | 21       |
|                     | 助成金支払額  | 6,270   | 8,032   | 20,222  | 34,524   |
| 研究開発助成              | 助成件数    | 1       | 2       | 3       | 6        |
|                     | 助成金支払額  | 1,411   | 3,921   | 4,871   | 10,203   |
| 農商工連携事業展開<br>サポート事業 | 助成件数    | 3       | 3       | 4       | 10       |
|                     | (うち非公募) | (2)     | (2)     | (2)     | (6)      |
|                     | 助成金支払額  | 4,348   | 3,412   | 9,324   | 17,084   |
|                     | (うち非公募) | (3,520) | (3,219) | (3,584) | (10,323) |
| 管理事業                | 支払額     | 792     | 748     | 747     | 2,288    |
| 合計                  | 助成件数    | 9       | 12      | 16      | 37       |
|                     | 支払額     | 12,821  | 16,113  | 35,164  | 64,100   |

(出所)各年度資金収支実績より作成

(注)研究開発助成については、複数年度案件の過年度助成決定がなされているものを含む

(5) 助成対象先選定の流れ

助成金の事業実施対象期間は、ちば農商工連携事業支援基金助成金交付要領(以下「交付要領」という)第6条により下記のとおり規定されている。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 6 選定事業の実施期間

| 事業名                       | 実施期間                 |
|---------------------------|----------------------|
| 新商品・新役務・特産品等開発<br>・販路開拓助成 | 助成金の交付決定を受けた日から1年間以内 |
| 研究開発助成                    | 助成金の交付決定を受けた日から3年間以内 |
| 農商工連携事業展開サポート事業           | 助成金の交付決定を受けた日から1年間以内 |

また、助成対象事業の助成率は次のとおり規定されている(交付要領第7条)。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 7 選定事業の助成率、助成限度額

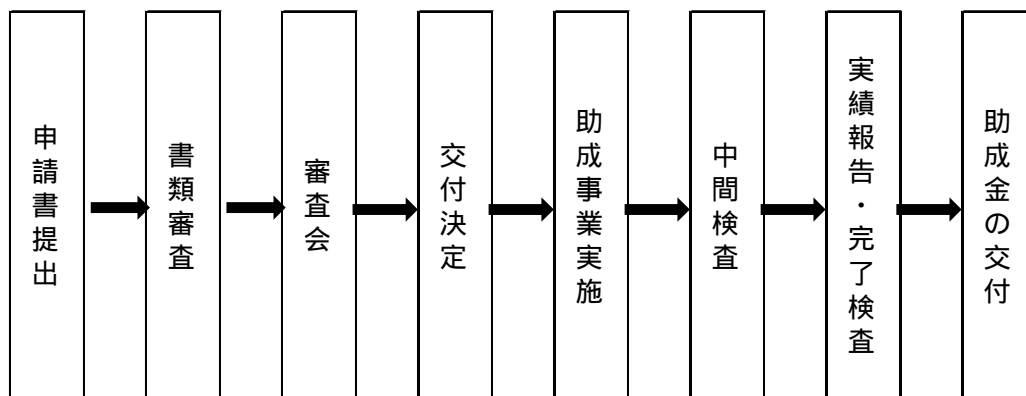
| 事業名                       | 助成率    | 助成限度額         |
|---------------------------|--------|---------------|
| 新商品・新役務・特産品等開発<br>・販路開拓助成 | 3分の2以内 | 500万円以内       |
| 研究開発助成                    | 3分の2以内 | 1,000万円以内(総額) |
| 農商工連携事業展開サポート事業           | 10分の10 | 500万円以内       |

産業振興センター以外が助成先となる事業については公募による助成先の選定がなされる。

## ア 公募による助成事業の案件選定

公募による助成事業に関しては下記のとりのスケジュールで助成が実施される。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 8 助成事業スケジュール



平成 23 年度においては、助成申請は 4 月 1 日から 5 月末日までの受付がなされ、6 月 28 日に開催された、ちば農商工連携事業支援基金審査委員会において助成案件が決定された。なお、助成事業は、別途定められている審査基準を総合的に勘案し、充足度の高い者から予算の範囲内で採択される。

## イ 目標設定

助成事業の事業成果に係る目標として、農商工連携事業展開サポート事業については、事業年度ごとに支援対象者にモニタリングを行い、肯定的評価が 80% 以上であることが掲げられている。平成 23 年度の実績は 15 件中全てにおいてこの成果目標は達成されている。なお、基金創設後実施の 29 件において、成果目標を満たさない案件は無い。

新商品・新役務・特産品等の開発助成、研究開発助成に関しては、短期と長期にわけ下記の目標が設定されている。

短期目標：助成完了後 3 年以内の事業化率が 30% 以上

長期目標：事業化達成年と最終年との間の売上高増加率 4% 以上（中小企業者）、2% 以上（農林漁業者）

短期目標に関しては、基金設置が平成 21 年度であるために、助成完了後 3 年以内の事業化率は算定時期を迎えていない。なお、平成 23 年度に助成事業者から提出された事業化報告書によると、4 件の事業化達成が確認できている。

## 6 実施した手続き

### (1) 県における手続き

- ・ ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金の概要及び中小企業基盤機構との関係につき、県の担当者から説明を受けた。
- ・ 貸付金の根拠となる中小企業基盤機構の準則・細則、ちば農商工連携事業支援基金事業実施要領を確認した。
- ・ 金銭消費貸借証書を閲覧し、貸付条件に関して確認した。

### (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターにおける手続き

- ・ 産業振興センターの担当者から、助成先選定の手続き及び助成後の検査についての説明を受けた。
- ・ 助成実績を確認した。
- ・ 助成審査の審査書類を閲覧した。
- ・ サンプル1件を抽出し、事業申請、助成事業報告書、決算総表等の資料を閲覧した。

## 7 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## 8 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 執行率について

ちば農商工連携事業支援基金事業の執行率は下記のとおりである。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 1 1 執行率の推移

(単位:千円)

| 項目               | 年度       |          |          |
|------------------|----------|----------|----------|
|                  | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予算額 (前年繰越+運用益) a | 14,448   | 36,376   | 55,012   |
| 支出額 b            | 12,822   | 16,114   | 35,165   |
| 次年度繰越額           | 1,626    | 20,262   | 19,847   |
| うち次年度以降支払見込額     | 1,626    | 11,402   | 6,084    |
| うち用途未確定繰越額       | 0        | 8,860    | 13,763   |
| 執行率(b/a)         | 88.7%    | 44.3%    | 63.9%    |

(出所) 産業振興センター提供データ

平成 22 年度、平成 23 年度の予算執行率は 50%程度にとどまっている。予算執行率が低い理由は、複数年の助成事業（研究開発助成事業）について、次年度以降のものも採択年度において予算を確保していることに加え、制度の周知不足や、福島第一原子力発電所事故に係る風評被害の影響等により、申請件数が伸びなかったためである。また、次年度繰越額のうち用途未確定の繰越金額は、予算額に対し 2 割程度となっている。

複数年の助成案件の次年度以降の予算額についても採択年度に留保してしまうと、本来他の事業に助成可能な資金が拘束されてしまい資金が効率的に使用されない事態を招くと考える。助成予定年度において必要な額の手当てを行うことで、当該資金を他の案件に使用することも可能であり、助成金を効率的に使用することが出来ると考える。

また、今後は執行率を上げるため、申請件数を増やすための一層の努力が必要であると考ええる。

## (2) 申請件数について

ちば農商工連携事業支援基金事業の申請件数と採択件数の推移は下記のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 2 - 9 申請件数と採択件数の推移

(単位:件)

| 事業名                 |      | H21 | H22 | H23 | H24 | 計  |
|---------------------|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 新商品等開発・<br>販路開拓助成   | 申請件数 | 5   | 11  | 9   | 13  | 38 |
|                     | 採択件数 | 5   | 8   | 9   | 11  | 33 |
| 研究開発助成              | 申請件数 | 1   | 2   | 1   | 1   | 5  |
|                     | 採択件数 | 1   | 1   | 1   | 1   | 4  |
| 農商工連携事業展開サポ<br>ート事業 | 申請件数 | 1   | 1   | 2   | 1   | 5  |
|                     | 採択件数 | 1   | 1   | 2   | 1   | 5  |
| 合計                  | 申請件数 | 7   | 14  | 12  | 15  | 48 |
|                     | 採択件数 | 7   | 10  | 12  | 13  | 42 |

(出所) 産業振興センター提供データ

ちば農商工連携事業支援基金事業の PR については、産業振興センターの HP、千葉県の HP、産業振興センター発行のメールマガジン、パンフレット配付等により行われている。しかし、申請件数は多いとはいえ、申請案件の大半が採択される結果となっている。産業振興センターと県関係部局の連携による案件の掘り起し、市町村・経済団体・農業水産団体等への働きかけ等を通じた基金の PR をいっそう推進する必要がある。さらに、制度面での阻害要因があるのであれば、検討を行うことが必要と考える。申請件数に影響を与える要因としては、下記のものと考えられる。

### ア 募集期間

ちば農商工連携事業支援基金事業への助成申請の募集期間は、平成 22 年度においては 4 月 1 日から 4 月末日、平成 23 年度及び平成 24 年度においては、東日本大震災の影響を考慮し 4 月 1 日から 5 月末日と 1 ヶ月延長した。

募集期間の長さは、応募件数に影響を与えられられるため、今後、東日本大震災の影響を直接受けない年度に関しても 2 ヶ月程度確保することは必要でないかと考える。

## イ 助成期間

ちば農商工連携事業支援基金事業(研究開発助成事業を除く)の助成期間は、「助成金の交付決定を受けた日から1年以内」等の規定がされている(交付要領第6条)。しかし、年度未までに助成案件を完了させるため、募集要項では助成期間を「助成金の交付決定の日から2月末」としている。このため、新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成分野に関してみると事業実施期間は最長で8ヶ月足らずとなっている。

他の自治体の同様な助成制度の募集をインターネットで検索したところ、下記のような比較的助成期間を長く捉えた助成制度もある。

図表2 - 特別貸付 - 2 - 10 他自治体の助成制度

| 名称                | 助成期間  | 募集期間                            |
|-------------------|---|---------------------------------|
| ひょうご農商工連携ファンド     | 2年以内<br>(ただし、1年ごとに申請・審査を受ける必要あり)            | 平成25年度：<br>平成24年11月1日～12月27日    |
| しずおか農商工連携基金事業     | 新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業2年以内<br>販路開拓事業1年以内 | 平成25年度：<br>平成24年10月1日～12月3日     |
| 長野県農商工連携支援基金助成金事業 | 1年以内  | 平成24年度：<br>平成24年2月1日～3月30日      |
| こうち農商工連携基金事業      | 原則3年(2年コースは2年)以内                            | 平成24年度(第2回)：<br>平成24年6月1日～6月29日 |

(出所) インターネット上の募集ページより作成

助成期間を複数年としている事例、助成期間は1年であるものの助成申請の募集期間を年度開始前とすることで、年度開始直後から助成期間をとることが出来る事例等があり、他の自治体の例を参考に助成事業期間を長くすることも検討の余地があると考える。

## ウ 概算払制度

助成金は、助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合に支払われる(交付要領第19条)。このため、事業期間中の資金は、応募者が負担することとなるが応募者にとって事業期間中の資金がネックとなって事業申請にいたらないケースもあるのではないかと考える。

交付要領第21条において、特に必要と認める場合は助成金の概算払いが出来る旨の規定があるが、募集要項等において積極的にその旨を開示し、資金負担がネックとなる事業者に対してもアピールすることも有用ではないかと考える。

### (3) 余剰資金について

ちば農商工連携事業支援基金貸付金の運用益は、産業振興センターの他の口座とは別に決済専用預金で管理を行っている。

平成 23 年度末の預金残高は 51,968 千円となっている。翌年度の 4 月上旬に助成金の支払があるため 4 月中旬から債券利息の入金時までは 19 百万円程度の残高となるが、年間の債券利息がその後 34,750 千円入金するため、資金残高の水準は高くなっている。

資金残与額が多額となる理由は、「8.包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1)執行率について」に記載の事項及び助成決定後の変更による減額が生じる等である。

債券利息が 2 月 8 月に入金すること、4 月の助成金確定払後の多額な出金はないことを考慮すると、資金繰りに関しての予測は比較的容易であり、資金の出金までの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があるのではないかと考える。

### 第3 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）

小規模企業者等設備導入資金特別会計では、以下の3種類の貸付金が経理されている。

（単位：千円）

|                        | 平成23年度末貸付残高 |
|------------------------|-------------|
| 1．小規模企業者等設備導入資金貸付金     | 2,924,316   |
| 2．高度化資金貸付金             | 2,774,387   |
| 3．被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 | 140,000     |
| 合計                     | 5,838,703   |

これらはそれぞれ独立した制度であり、内容を異にするものである。今回の監査では金額的に重要性が高い、1．小規模企業者等設備導入資金貸付金と2．高度化資金貸付金を監査対象とした。以下、小規模企業者等設備導入資金貸付金、高度化資金貸付金の順に記載している。

なお、小規模企業者等設備導入資金貸付金には、一般会計において、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんが経理されている。会計が異なるが、両者は密接に関連することから併せて監査を行った。

## 第3の1 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん（一般会計）

### 1 制度の趣旨

#### （1）目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付け及び設備の貸与を行う公益財団法人千葉県産業振興センター（以下、「産業振興センター」という。）に対し、国からの資金助成を受けて県が必要な資金助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする制度である。

#### （2）根拠法令等

- ・小規模企業者等設備導入資金助成法
- ・特例〔設備資金貸付事業〕 小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則第1条（3）
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の貸付金の貸付に関する要領
- ・千葉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱

### 2 制度の仕組み

#### （1）制度の仕組み

当貸付金は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、助成法に基づき産業振興センターが行う「設備資金貸付事業」及び「設備貸与事業」に必要な資金を、県が同センターに貸し付けているものである。

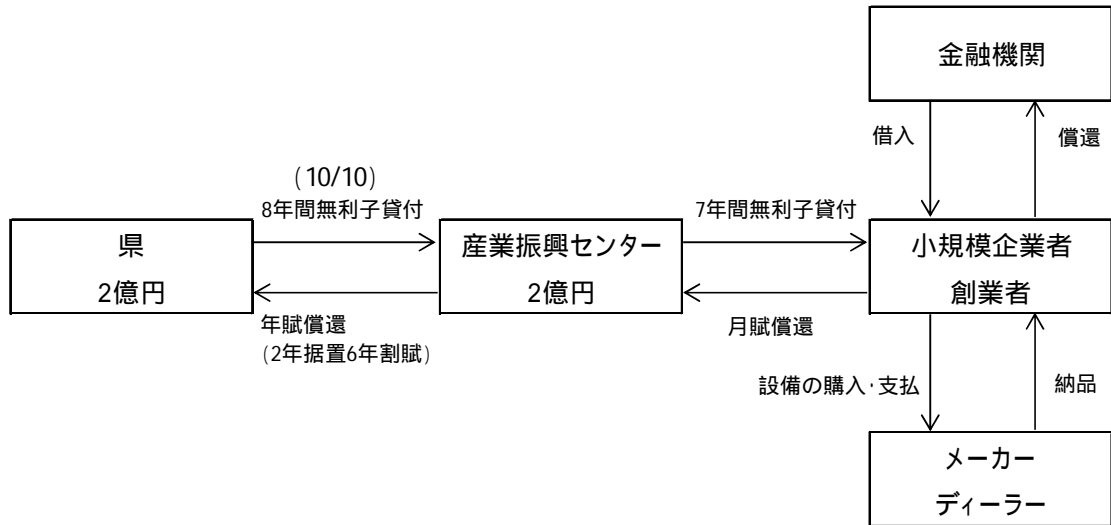
従って、県の貸付先は産業振興センターであり、産業振興センターはその資金を財源として上記2事業を実施している。このうち（ア）「設備資金貸付事業」は小規模企業者等が設備を購入する際の資金の貸付けを行う事業を、（イ）「設備貸与事業」は小規模企業者等が購入しようとする設備を産業振興センターが購入し、小規模企業者等に貸与する事業をいう（以下、これらを合わせて「貸付等」という。）。それぞれの制度の概要と実際の資金、設備の流れを図表で示すと以下のとおりである。

#### ア 設備資金貸付事業

金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者及び創業者に対して、設備額の3分の2以内の設備資金を産業振興センターが無利子で貸し付ける制度である。



図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 1 設備資金貸付事業の概要



(出所) 県提供資料

県から貸付原資が産業振興センターに貸し付けられ、産業振興センターから小規模企業者や創業者に対して資金貸付が行われる。産業振興センターへの貸付けが企業への貸付期間より1年長いのは、企業への貸付けの償還が全て終わるまで原資を貸し付けるための措置である。

また、貸付条件は以下のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 2 貸付条件等の概要

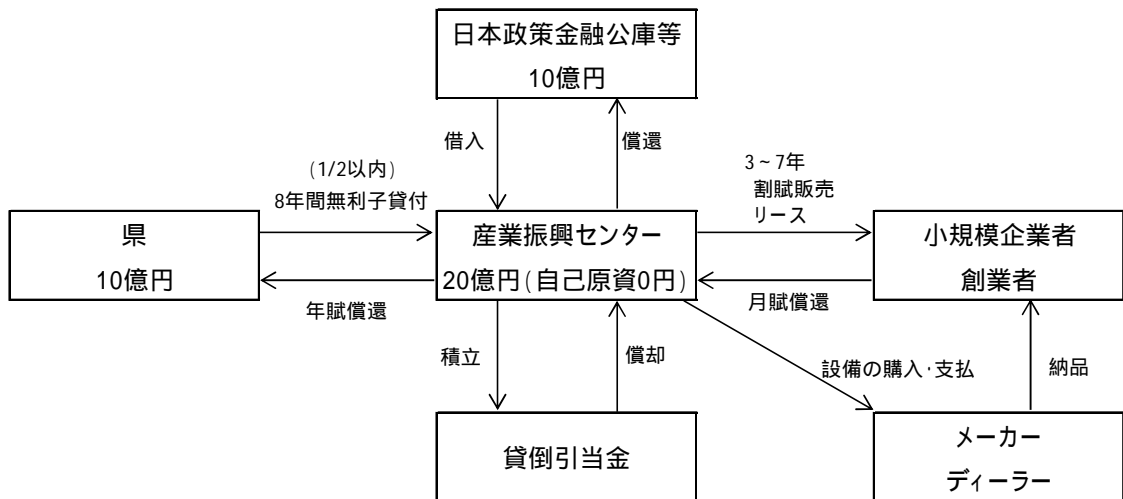
|       |   |
|-------|---|
| 対象企業  | 特例対象企業(経営革新、農商工連携等)に承認されている小規模事業者及び創業者(創業5年以内)  |
| 対象設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営基盤の強化に必要な設備</li> <li>・ 公害防止設備</li> <li>・ 創業に必要な設備</li> </ul> |
| 貸付限度額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 66万円～6,000万円</li> <li>・ 対象設備の3分の2以内</li> </ul>                 |
| 償還方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年据置後6年(72回)月賦均等払い</li> <li>(公害防止設備は1年据置後11年)</li> </ul>       |

(出所) 県提供資料

#### イ 設備貸与事業

金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者及び創業者へ産業振興センターが低利で設備を貸与(割賦販売又はリース)する制度である。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 3 設備貸与事業の概要



(出所) 県提供資料

当制度の貸付原資は県だけではなく、日本政策金融公庫等の県以外からの資金も使われている。いずれにしても、産業振興センターが窓口となり、小規模企業者等に設備貸与を行い、債権管理を行っている。アと同様、産業振興センターへの貸付けが企業への貸与期間より1年長いのは、企業からの償還が全て終わるまで原資を貸し付けるための措置である。

貸与条件は以下のとおりである。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 4 貸与条件等の概要

|       |   |
|-------|---|
| 対象企業  | 小規模企業者及び創業者（創業予定者・創業5年以内）   |
| 対象設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営基盤の強化に必要な設備</li> <li>・ 公害防止設備</li> <li>・ 創業に必要な設備</li> </ul>                                     |
| 貸与限度額 | ・ 100万円～8,000万円   |
| 償還方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年～7年の月賦償還<br/>割賦損料 1.95% (H24)</li> <li>・ 3年～7年の月額リース払い<br/>月額リース料 1.362%～2.958% (H24)</li> </ul> |

(出所) 県提供資料

## (2) 貸付けまでの事務手続

当制度の利用を希望する小規模企業者等は、貸付申込書に必要書類を添付して産業振興センターに申し込む。産業振興センターでは書類審査及び現地調査を行い、審査の結果、問題がなければ貸付等が行われる。

審査は、「設備導入資金貸付審査委員会」（以下、「委員会」という。）によって行われ

る。委員会では、「貸付対象企業の審査基準」に従って審査が行われる。審査委員は平成 23 年 4 月 1 日現在で 9 名が「設備導入資金貸付審査委員会運営要領」によって定められている。

そして、委員会での審査の前段階として、産業振興センター内に「設備導入資金貸付審査委員会内部検討会」（以下、「検討会」という。）が設置されている。検討会は産業振興センターの役職員 3 名で構成されている。検討会では、委員会での審査の事前検討としての位置付けで、申込書類の審査及び現地調査により作成した「企業診断調査書」（以下、「調査書」という。）に基づく申請企業の総合所見等を検討するものである。なお、調査書には、申込みのあった企業者に関する売上、仕入の状況に関する情報や経営分析、国が指定する割合の付加価値額の向上及び導入の妥当性、並びに償還能力分析が行われ、最終的に検討会での方向性が「総合所見」として記載される。この調査書が委員会に諮られ、委員会での審査により、最終的な貸付等の適否が決定される。

### （３）県の損失補てんについて

この貸付等に対して、県は「小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の貸付金の貸付に関する要領」及び「千葉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱」並びに「損失補償契約書」に基づき、平成 14 年度から産業振興センターに対して損失補てんを行っている。すなわち、産業振興センターが貸付等を行ったことによる債権回収のリスクを県が負担するということである。債権額全額が補てん対象ではなく、産業振興センターでは債権残高の 100 分の 1 以上に相当する額を貸倒引当金として積むことが同要綱で求められている。

### （４）貸付金の推移

県の産業振興センターに対する貸付金残高の推移

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 5 産業振興センターへの貸付金残高の推移

（単位：千円）

| 平成 19 年度  | 平成 20 年度  | 平成 21 年度  | 平成 22 年度  | 平成 23 年度  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 3,663,918 | 4,034,818 | 3,689,427 | 3,337,787 | 2,924,316 |

（出所）県提供資料を基に監査人作成

産業振興センターの小規模企業者等に対する貸付金残高の推移

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 6 小規模事業者等への貸付金残高の推移

（単位：千円）

|        | 平成 19 年度  | 平成 20 年度  | 平成 21 年度  | 平成 22 年度  | 平成 23 年度  |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 設備資金貸付 | 1,381,359 | 1,446,012 | 1,203,824 | 883,974   | 707,433   |
| 設備貸与   | 2,983,732 | 3,388,424 | 2,967,692 | 2,727,008 | 2,548,630 |

（出所）県提供資料を基に監査人作成

### 3 実施した手続き

- ・所管部署に対してヒアリングを実施するとともに関連書類の査閲を実施した。
- ・産業振興センターに往査し、ヒアリングと関連書類の査閲を実施した。

### 4 包括外部監査の結果

#### (1) 貸付後及び貸与後、短期間における回収遅延の発生

資金貸付あるいは設備貸与（以下、「貸付等」という。）後、1年弱から2年弱で期日どおりの返済が行われなくなった案件が発見された。このように短期間で返済遅延が生じた案件については貸付時の審査が適切に行われていたのかという点、十分に検討されなければならない。中には貸付等審査時の償還能力の判定がA（償還能力十分）を査定されていたながら、資金貸付日あるいは設備貸与日から1年で延滞が生じている案件もあった。サンプルで検証した事例とそれに対する監査人による指摘事項を挙げると以下のとおりである。以下図表にある「(1) 申込企業診断調査書」欄の内容は、上述の調査書の記載から引用したものであり、産業振興センターでの審査結果をとりまとめたものである。この調査書は、最終的に設備導入資金貸付審査委員会に提出された後、貸付等の決定が行われることになっている。なお、「(2) 滞留発生経緯」から「(4) その他」までは、県経営支援課及び産業振興センターの担当者にヒアリング等を行った結果を監査人がまとめたものである。

#### 【事例1】

（単位：千円）

| 事業者名          | 事業内容  | 貸付日      | 貸付形態 | 延滞発生日     | H23年度末残高 | 延滞分類 |
|---------------|---|----------|------|-----------|----------|------|
| A社            | ドライイ製造業   | H20.7.23 | 割賦   | H22.11.26 | 24,559   | 事故企業 |
| (1) 申込企業診断調査書 |   |          |      |           |          |      |
| ランク           | ・ 39/70点  |          |      |           |          |      |
| 償還能力の判定       | ・ C やや不足  |          |      |           |          |      |
| 設備計画の効果等      | ・ 売上2%増、営業利益52百万円増、付加価値3年間で10%以上の向上が見込まれる   |          |      |           |          |      |
| 総合所見          | ・ 収益性の改善が期待できるため設備導入は妥当と判断される。返済財源はやや不足のため、資力のある連帯保証人1名追加と経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい  |          |      |           |          |      |
| (2) 滞留発生経緯    | ・ H22/11/26破産申立   |          |      |           |          |      |
| (3) 回収見込み     | ・ 債権者集会において、粉飾決算及び街金からの借入金が判明<br>・ 振興センターが所有権を有する割賦対象機械の売却による収入額は僅か31千円のみ。工場から機械が取り外され雨ざらし等管理が悪かったため、価値が大幅下落<br>・ 回収見込みは殆んどない |          |      |           |          |      |
| (4) その他       | ・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高1,451百万円に対して、有利子負債は1,301百万円（借入金840百万円、リース残高461百万円）と売上に匹敵する金額となっており極めて財務体質が脆弱であった。                        |          |      |           |          |      |

（出所）県提供資料及びヒアリング等に基づき監査人作成（以下同様）。

この案件については以下の二点を指摘することができる。

- （ア）債権の回収が滞留した場合において、貸与機械の処分による回収が最も重要であるが、設備を使用する事業者の機械の管理体制がずさんであったことや破綻後の買取業者との交渉が長期化する中、機械の保管が適切でなかった等もあり回収額は著しく少額となった。所有権を有する産業振興センターの機械に対する保全への対応にも不備があったものと推察される。
- （イ）設備貸与の直前期決算書によると、売上高 1,451 百万円に対して、有利子負債は 1,301 百万円（借入金 840 百万円、リース残高 461 百万円）と売上に匹敵する金額となっており、財務体質は極めて脆弱であり、審査上、留意すべきであった。

## 【事例 2】

(単位：千円)

| 事業者名  | 事業内容   | 貸付日      | 貸付形態 | 延滞発生日    | H23年度末残高 | 延滞分類 |
|---|--|----------|------|----------|----------|------|
| B社  | 建設工事業  | H21.6.17 | 割賦   | H22.6.18 | 11,422   | 事故企業 |
| (1) 申込企業診断調査書<br>ランク<br>償還能力の判定<br>設備計画の効果等<br>総合所見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36/70点</li> <li>・ A 十分</li> <li>・ 設備導入により、中型解体工事業の需要が見込め、売上高は3年間で40百万円増が期待でき、付加価値が3年間で9%以上向上することが見込まれる。</li> <li>・ 設備導入により、大型の建物解体が可能になり、売上増加が見込まれるため導入の妥当性は認められる。また、償還能力についても問題ないと思われるため条件なしで貸与したい。</li> </ul> |          |      |          |          |      |
| (2) 滞留発生経緯  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22/6/18破産申立</li> <li>・ 売上減少、借入負担重く</li> </ul>  |          |      |          |          |      |
| (3) 回収見込み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権を有する割賦対象機械は海外に持ち出され売却されてしまったため、これによる回収は不可。対象会社からの回収は殆んど見込めず、経営者や保証人から若干の回収を見込む。</li> </ul>   |          |      |          |          |      |
| (4) その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高は7億円弱、借入金は24百万円、リース残高も数千円と有利子負債は僅少となっている。設備貸与後1年程度で破産したことからみて、決算書は大幅に粉飾していた可能性が高いと思われる。</li> </ul>   |          |      |          |          |      |

この案件については以下の点を指摘することができる。

- (ア) 調査書によると償還能力は A ランク、すなわち十分であるとされているものの設備貸与後 1 年で破綻している。リーマンショック等による設備投資意欲の冷え込みや公共事業の縮小などによる影響が大きかったと見られるが、審査の充実が求められる。また、貸付時の直前決算期の決算書を見ると、借入金は 24 百万円、リース残高も数千円と有利子負債は僅少となっているが、滞留が生じた経緯において売上減少及び借入負担が重いとされていることから、決算書の借入金の金額は実際より大幅に少ない金額、すなわち粉飾されていた可能性がある。

## 【事例 3】

(単位：千円)

| 事業者名  | 事業内容  | 貸付日      | 貸付形態 | 延滞発生日   | H23年度末残高 | 延滞分類 |
|---|---|----------|------|---------|----------|------|
| C社  | 半導体装置製造業  | H20.12.5 | リース  | H21.7.4 | 37,961   | 事故企業 |
| (1) 申込企業診断調査書<br>ランク<br>償還能力の判定<br>設備計画の効果等<br>総合所見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 39/70点</li> <li>・ C やや不足</li> <li>・ 設備導入による生産量の拡大等により3年間で売上高120百万円、営業利益32百万円拡大するものと予想される。また3年間で付加価値は66%以上向上することが見込まれる。</li> <li>・ 収益性の改善が期待できるため設備導入は妥当と認められる。取引先からの受注増加も確実視される中今後の成長も見込まれる。しかし、借入負担が重く、返済財源も不足するなど財務体質が脆弱なため、担保の徴求又は資力ある連帯保証人及び経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい。</li> </ul> |          |      |         |          |      |
| (2) 滞留発生経緯  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21/7/4破産申立</li> <li>・ 過剰投資、過剰債務</li> </ul>  |          |      |         |          |      |
| (3) 回収見込み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21/9に貸与設備を売却して13,020千円、譲渡担保取得していた機械の売却で400千円を回収。</li> </ul>   |          |      |         |          |      |
| (4) その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備貸与の直前期決算書によると、売上高397百万円に対して、有利子負債は371百万円（借入金210百万円、リース残高161百万円）と売上に匹敵する金額となっており、また2期連続で債務超過状態となっており財務体質は極めて脆弱であった。</li> </ul>  |          |      |         |          |      |

この案件については以下の点を指摘することができる。

- (ア) 設備貸与の直前期決算書によると、売上高 397 百万円に対して、有利子負債は 371 百万円（借入金 210 百万円、リース残高 161 百万円）と売上に匹敵する金額となっており、また二期連続で債務超過状態となっており財務体質は極めて脆弱であった。

## 【事例4】

| 事業者名  | 事業内容    | 貸付日      | 貸付形態 | 延滞発生日   | H23年度末残高 | 延滞分類   |
|---|---------|----------|------|---------|----------|--------|
| D社  | 道路貨物運送業 | H20.9.26 | 割賦   | H22.7.6 | 27,088   | 手形期日延期 |
| (1) 申込企業診断調査書<br>ランク ・ 37/70点<br>償還能力の判定 ・ B 普通<br>設備計画の効果等 ・ 大型貸切旅客事業の新規展開により、営業利益は8百万円増が見込め、付加価値が3年間で11%以上向上する。<br>総合所見 ・ 設備導入により売上高及び利益が増加し、付加価値の向上が見込まれる。償還能力も普通であるが、新規事業への投資でありリスクを伴うことから、経営全般に渡る事後指導を条件に貸与したい |         |          |      |         |          |        |
| (2) 滞留発生経緯 ・ H22/7/6に、H22/7/10期日からH23年6/10期日までの1年分を延期要請。<br>・ その後2年間延期し、3年目になり3ヶ月に一回のペースで決済することを取り決め。   |         |          |      |         |          |        |
| (3) 回収見込み ・ 金融機関からの借入金も返済猶予中。<br>・ 震災や尖閣問題で観光客が減少し厳しい状況   |         |          |      |         |          |        |
| (4) その他 ・ 事後指導としてH22/11/1とH23/9/12に中小企業診断士が診断を実施。   |         |          |      |         |          |        |

この案件については以下の点を指摘することができる。

(ア) 企業診断調査書の総合所見において、経営全般に渡る事後指導を条件としているが、事後指導は2年後の債権が滞留した以降に実施されており、設備貸与後もう少し早い段階での事後指導が必要であったと考える。

## (2) 設備導入資金貸付審査委員会について

上記(1)にて、貸付けから1~2年弱で期日どおりの返済が行われなくなった案件について指摘したが、それに関連する点として、審査を行う審査委員会について指摘したい。現在の設備導入資金貸付審査委員会委員は、設備導入資金貸付審査委員会運営要領(以下、「運営要領」という。)によると、以下の9名と規定されている。

図表2 - 特別貸付 - 3の1 - 7 貸付審査委員会委員の内訳

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 委員長  | 公益財団法人千葉県産業振興センター 設備支援事業担当役員 |
| 副委員長 | 千葉県商工労働部経営支援課 課長             |
| 委員   | 千葉県商工労働部産業振興課 課長             |
| 委員   | 千葉県産業支援技術研究所 所長              |
| 委員   | 株式会社日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業統括   |
| 委員   | 千葉県信用保証協会 専務理事               |
| 委員   | 社団法人千葉県商工会議所連合会 専務理事         |
| 委員   | 千葉県商工会連合会 専務理事               |
| 委員   | 千葉県中小企業団体中央会 専務理事            |

(出所) 運営要領

しかし、審査委員会の議事録を確認したところ、ほとんどの委員は出席せずに代理人が出席することで審査が行われていた。運営要領には、代理人の設置についての規程は整備され

ていない。この点、産業振興センター担当者の説明によると、運営要領で規定された委員はそれぞれの組織において上層部の方であることから、業務多忙で審査委員会に出席するのが困難な場合があり、代理人による審査が多くなっているとのことであった。審査委員は当然、相応しい方が選ばれるべきであり、多忙で出席できないようであれば、そもそも適格性を欠き選任されるべきではなかったと思われる。

今後、委員選任に際しては形式的にならず、委員会への出席について十分対応できるかという点も含めて選任を行うこと、また代理人の参加に関しても規定を整備し、事前に登録する等、より厳格な運営が望まれる。

また、審査委員会の審査の記録として委員の方の発言が記載された議事録が存在するが、その記録内容は短く簡略なものである。審査が網羅的にかつ適切に実施されたことを担保するため、審査項目及び具体的なチェック事項を一覧にした審査チェックリストを作成し運用することが必要と考える。

### (3) 割賦及びリース契約に係る損失補てんの際の消費税の負担について

割賦及びリースにて設備を貸与する場合で、事業者が支払い不能となった際の県の損失補てんは消費税部分を含めて負担を行っている。「損失補償契約書」第1条では、産業振興センターが受ける損失に対して損失補償すると規定されているが、産業振興センターはリースについては事故発生時点で、課税売上処理とすべきところ不課税売上処理としたことから消費税部分の負担をしていない。また割賦については消費税の申告を適切に行なっていれば消費税の負担をする必要がないにもかかわらず、産業振興センターは県に対し消費税部分を含めた損失補てんを請求しており、この請求のとおり県は損失補てんしていたが、過大な損失負担と言える。改善が必要である。

なお、割賦及びリースに係る産業振興センターの会計処理並びに消費税の申告は以下のように行われている。

割賦販売において、相手先事業者が支払い不能（事故発生）となった場合、産業振興センターは契約に沿って、事業者に対して残債権（消費税込み）を一括請求するとともに、会計上当該金額を債権（割賦設備未収金）及び収益（割賦設備収益）に計上している。また、事故発生した事業年度の消費税申告において課税取引として消費税を納付している。産業振興センターは県に対して損失補てんを請求する際には、消費税込みの未回収債権額から保険請求した金額を控除した額を請求し、県は当該請求額を補てんしている。通常、事故債権が最終的に回収不能となった場合は貸倒損失を計上し、その事業年度の申告において貸倒損失に含まれる消費税部分を納付する消費税から控除を受けることになるが、産業振興センターは貸倒処理を行わず、県及び保険で填補された金額を債権と相殺処理している。結果、貸倒損失に含まれる消費税の控除を受けておらず、過大に消費税を納めていると考えられる。

リース取引においては、相手先事業者が支払い不能（事故発生）となった場合、産業振興センターは契約に沿って、事業者に対して残存リース料相当額（消費税込み）を一括請求するとともに、会計上当該金額を債権（リース未収規定損害金）及び収益（受取リース未収規定損害金）に計上している。ただし、受取リース未収規定損害金は不課税取引に区分しているため、事業年度の消費税申告において消費税を納付していない。本来は受取リース未収規

定損害金を課税取引として消費税の納付を行うべきである。また、回収不能となった債権は県及び保険から補填された金額と相殺しているが、上記割賦同様貸倒損失を計上し消費税の控除を受けるべきである。県に対する損失補てんの請求額は、上記割賦の場合と同様である。

#### (4) 損失補てんの時期について

回収が困難となった債権に対する県の損失補てんは、産業振興センターが貸付等を実行してから債務負担行為の最終年度である13年目に、一律実施している。しかし、上記(1)で記載したとおり、貸与後短期間で回収が困難になる相手先もあり、回収が困難となった債権が発生した場合には、適宜、処理することが必要と思われる。

県と産業振興センターの損失補償契約では回収が困難となった場合には、産業振興センターにおいて各事業年度終了後の3ヵ月後に県に対して損失補てんを請求することができることになっているが、債権償却までの見極めに時間が必要である等の理由もあり、契約上の損失補てん補償最終年度において一律請求を行っているものである。

因みに、平成23年度末時点の産業振興センターにおいて、回収が困難となる可能性のある債権(滞留債権)残高は下図表のとおりとなっており、平成12年度以降の融資分については滞留債権化してもこれまで県に対して損失補てんの請求を行っていないため残高を構成し、滞留債権の総額は335,444千円となっている。なお、手形延期先に対する期日未到来債権額が183,604千円あり、これらは回収可能性が低下していると判断されることから、これを加えた実質的な滞留債権合計額は519,048千円となる。

図表2 - 特別貸付 - 3の1 - 8 滞留債権残高の推移

平成23年度末滞留債権残高

|        | 設備貸与事業  |        |        |        | 機械類貸与事業 |      | 資金貸付事業 |       | 合計      |
|--------|---------|--------|--------|--------|---------|------|--------|-------|---------|
|        | 割賦      |        | リース    |        | 割賦      |      |        |       |         |
|        | 事故企業    | 手形延期   | 事故企業   | 手形延期   | 事故企業    | 手形延期 | 事故企業   | 手形延期  |         |
| 平成12年度 |         |        | 23,824 |        |         |      |        |       | 23,824  |
| 平成13年度 | 8,794   |        | 3,157  |        |         | 598  | 3,000  |       | 15,549  |
| 平成14年度 | 35,542  |        |        |        | 2,564   |      |        |       | 38,106  |
| 平成15年度 | 20,574  |        | 3,432  |        |         |      | 8,626  |       | 32,632  |
| 平成16年度 | 29,686  |        | 4,007  |        |         |      | 4,942  |       | 38,635  |
| 平成17年度 | 3,018   | 18,419 |        |        |         |      |        |       | 21,437  |
| 平成18年度 | 1,480   |        |        |        |         |      |        |       | 1,480   |
| 平成19年度 | 10,266  | 18,077 |        |        |         |      |        |       | 28,343  |
| 平成20年度 | 33,940  | 25,342 | 37,962 | 14,942 |         |      |        |       | 112,186 |
| 平成21年度 | 11,422  | 5,914  |        |        |         |      |        | 5,916 | 23,252  |
| 平成22年度 |         |        |        |        |         |      |        |       | 0       |
| 合計     | 154,722 | 67,752 | 72,382 | 14,942 | 2,564   | 598  | 16,568 | 5,916 | 335,444 |

(出所) 県提供資料を基に監査人作成



#### (5) 回収不能な債権の管理事務の停止時期について

産業振興センターの「未収貸付・貸与料債権管理規程」では、産業振興センターにおいて回収不能となった債権については管理事務の停止を行うことができる。しかし、現状は回収不能な債権であっても管理事務の停止が行われず、管理コストが発生している。管理事務の停止が行われた債権は、平成2年度までに貸与を実行した案件である。管理事務対象の債権は「回収状況管理表」等による帳簿上の管理の他、債権管理嘱託員による相手先や保証人への訪問とその結果を「債権管理調査報告書」に記録する等の管理コストが掛かることから、回収の見込みがほぼなくなった債権は費用対効果を勘案し、県へ報告した上で適時に管理事務の停止を行う必要がある。

平成22年度に県が損失補てんした債権の中からサンプルベースで実施した、回収見込み等に関してのヒアリング結果は下記のとおりであった。少なくともE社やH社は管理事務停止が相当とも考えられる。

図表 2 - 特別貸付 - 3 の 1 - 9 損失補てん先に対する管理・回収状況

平成 22 年度損失補てん先に対する管理・回収状況の検討

(金額単位：千円)

|                    | E社  | F社   | G社   |
|--------------------|---|--|--|
| 契約日                | H10.5.18  | H10.6.16   | H10.5.18   |
| 貸与額                | 15,939  | 26,775   | 25,273   |
| 契約解除日              | H12.3.15  | H14.7.11   | H13.2.6  |
| 契約解除後の回収額          | 2,100   | 12,276   | 932  |
| H23年度末の県の損失補てん額(注) | 7,632   | 5,929  | 5,310  |
| H24/8月末未収金額残高      | 12,763  | 10,043   | 10,130   |
| 回収見込み等             | H12/3/31に貸与機械の売却処分<br>で2,100千円回収後、一切回収は無い。<br>経営者及び保証人は行方不明もしくは破産している。<br>債権管理報告書によると、H23年度において債権管理アドバイザーは3月3日と7月22日に所在地を訪問しているが保証人等とは連絡が取れない状況で今後の回収は困難とのこと。 | 契約解除後、事業を引継いだ子息の会社等から分割で回収が行われてきたが、徐々に回収額は減少しH23/12/16の6,052円を最後に入金が入金がストップした。業績が悪化しており、最近の債権管理調査報告書によると自己破産の申立を準備中とのこと。 | 保証人や貸与設備を引継いだ事業者から一部回収が行われてきたが、H22/01/29に5,000円入金後は回収が行われていない。H23/6/3の債権管理調査報告書によると、保証人からは資力の状況からみて回収は難しく、また設備を引継いだ事業者もスジが良くないため、H23/6/3の訪問を最後に関係者との接触を中止している。 |
| 事務停止に関する監査人のコメント   | 事務停止が相当の段階にある   | 自己破産後の状況を把握して判断すべき   | 事務停止を検討すべき段階にある  |

|                    | H社  | I社   |
|--------------------|---|--|
| 契約日                | H10.11.2  | H10.6.17   |
| 貸与額                | 31,941  | 64,575   |
| 契約解除日              | H11.11.12   | H14.2.13   |
| 契約解除後の回収額          | 5,083   | 22,390   |
| H23年度末の県の損失補てん額(注) | 11,553  | 20,019   |
| H24/8月末未収金額残高      | 22,198  | 35,092   |
| 回収見込み等             | 当初の保証人2名より20千円回収したが、1名は破産もう1名は行方不明でその後の回収は不可。貸与設備の売却代5,000千円をH17/06/10まで分割にて回収。債権管理調査報告書によると、H23/7/13、7/14、8/3、8/4及びH24/6/14、9/5に債務者及び連帯保証人を訪問しているが、所在不明で連絡は取れない状況である。設備を5,000千円で売却した時点で、ほぼ損失は確定。 | 貸与設備を22,010千円で売却して回収。また、保証人より回収を継続しており、最近1年間は月々20千円回収している。債権管理アドバイザーが保証人を訪問している。 |
| 事務停止に関する監査人のコメント   | 事務停止が相当の段階にある   | 事務停止を検討すべき段階にある  |

(出所) 県提供資料及びヒアリングを基に監査人作成

(注) 当該金額は県の損失補てん額から補てん後に回収できた金額を控除した額、すなわち正味の補てん額である。

## 5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 当制度の有効性の評価について

上述のとおり、当制度は産業振興センターが、県からの貸付金を原資として小規模企業者等へ貸付等を行うものである。県からの貸付金は税金を財源としており、しかも補助ではなく貸し付けられていることから、貸付額全額の回収が望ましいことは言うまでもない。しかし、当制度はそもそも金融機関からの資金調達が困難な小規模企業者等に資金を供給するという趣旨のものであることから、もともと貸倒リスクが非常に高い事業であると言える。そういった信用力の乏しい小規模企業者等を支援することに公的事业としての意味合いが出てくると言える。当制度によって小規模企業者等が起業あるいは新規事業の立ち上げに成功し、破綻を回避するとともに大きく飛躍する企業者等があるというのであれば、仮に一部について回収がなされなかったとしても、県の事業として一定の成果があったと言うことも可能と考えられる。しかしながら、公的資金により事業を実施している以上、未収債権については早期回収を図ることが重要である。なお、当制度の有効性等評価の観点から評価指標を設けるとともに、その把握を行うことが必要であるとする。

## 第3の2 中小企業高度化資金貸付金（特別会計）

### 1 制度の趣旨

#### （1）目的

高度化資金貸付制度は、中小企業者が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して共同で取り組む事業に必要となる設備資金の一部を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスをを行いながら長期・低利（又は無利子）で貸し付ける制度である。主な貸付事業としては、工業団地・卸団地の建設等の集団化事業、ショッピングセンターの建設等の施設集約化事業及び組合が設備を一括で購入し、組合員に賃貸する設備リース事業がある。

#### （2）根拠法令等

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号及び第4号
- ・千葉県中小企業高度化資金貸付規則

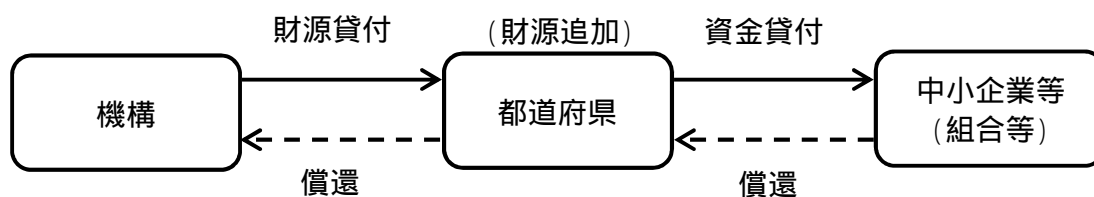
### 2 制度の仕組み

#### （1）制度の仕組み

事業を一つの都道府県内で実施するA方式と二つ以上の都道府県にまたがって実施するB方式の二種類がある。それぞれの方式の流れを図表で示すと以下のとおりである。

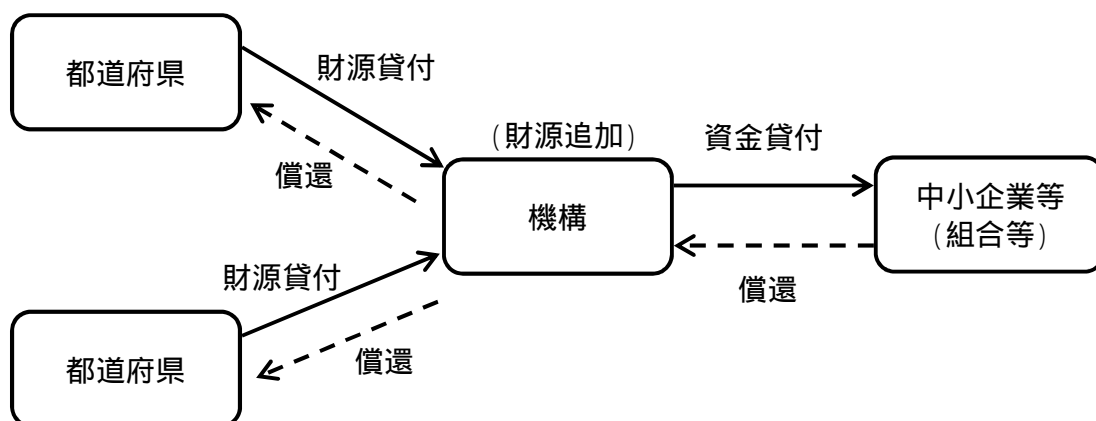
A方式：一つの都道府県内での事業

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 1 A方式の概要



B方式：二つ以上の都道府県にまたがる事業

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 2 B方式の概要



(出所) 県提供資料

なお、現状では、ほとんどがA方式によるものとなっている。

(2) 貸付条件

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 3 貸付条件

|       |   |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等                                  |
| 貸付割合  | 原則として貸付対象施設の取得・整備資金の80%以内<br>【機構：県 = 54：26（H20～25年度については64：16）】 |
| 償還期限  | 20年以内（うち据置期間は3年以内）で、県が適当と認める期限                                  |
| 貸付金利  | 年1.05%（H23・24年度。償還期限まで固定）                                       |
| 償還方法  | 年賦又は半年賦の元金均等償還  |

(出所) 県提供資料

(3) 近年の貸付実績

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 4 直近の貸付実績

(金額：千円)

| 年度 | A方式 |         | B方式 |       | 合計 |         |
|----|-----|---------|-----|-------|----|---------|
|    | 件数  | 金額      | 件数  | 金額    | 件数 | 金額      |
| 19 | 1   | 33,565  | 1   | 5,209 | 2  | 38,774  |
| 20 | 4   | 61,790  | 1   | 2,688 | 5  | 64,478  |
| 21 | -   | -       | -   | -     | -  | -       |
| 22 | -   | -       | -   | -     | -  | -       |
| 23 | 1   | 280,000 | -   | -     | 1  | 280,000 |

(出所) 県提供資料

(4) 貸付残高の推移

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 5 貸付残高推移

(金額：千円)

|       | A方式 |           | B方式 |        | 合計  |           |
|-------|-----|-----------|-----|--------|-----|-----------|
| 19年度末 | 36件 | 5,234,340 | 20件 | 88,184 | 56件 | 5,322,524 |
| うち延滞  | 1件  | 2,568     | 2件  | 15,177 | 3件  | 17,745    |
| 20年度末 | 38件 | 4,385,475 | 19件 | 78,796 | 57件 | 4,464,271 |
| うち延滞  | 1件  | 2,568     | 2件  | 15,128 | 3件  | 17,696    |
| 21年度末 | 29件 | 3,573,244 | 16件 | 66,808 | 45件 | 3,640,052 |
| うち延滞  | -   | -         | 2件  | 15,080 | 2件  | 15,080    |
| 22年度末 | 24件 | 2,830,376 | 15件 | 56,984 | 39件 | 2,887,360 |
| うち延滞  | -   | -         | 2件  | 15,047 | 2件  | 15,047    |
| 23年度末 | 24件 | 2,740,670 | 14件 | 48,747 | 38件 | 2,789,417 |
| うち延滞  | -   | -         | 2件  | 15,030 | 2件  | 15,030    |

(出所) 県提供資料

両方式とも新規の貸付けはあまりなく、過去に実施した貸付けの返済により年々貸付残高は減少する傾向である。

(5) 平成23年度末現在貸付先別内訳

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 6 平成23年度貸付先別内訳

| 貸付先     | 件数 | 貸付残高(円)       | 備考   |
|---------|----|---------------|------|
| 1 A     | 2  | 99,795,000    | 条件変更 |
| 2 B     | 5  | 86,073,000    |      |
| 3 C     | 1  | 280,000,000   |      |
| 4 D     | 2  | 225,903,000   |      |
| 5 E     | 1  | 884,347,000   | 条件変更 |
| 6 F     | 1  | 9,549,000     |      |
| 7 G     | 1  | 35,037,000    |      |
| 8 H     | 5  | 297,467,000   |      |
| 9 I     | 1  | 247,050,000   |      |
| 10 J    | 5  | 575,449,000   | 条件変更 |
| A方式計    | 24 | 2,740,670,000 |      |
| 1 K     | 2  | 15,030,031    | 延滞   |
| 2 L     | 12 | 33,717,000    |      |
| B方式計    | 14 | 48,747,031    |      |
| 高度化資金合計 | 38 | 2,789,417,031 |      |

(出所) 県提供資料を基に監査人作成

### 3 実施した手続き

・所管部署に対してヒアリングを実施するとともに関連書類の査閲を実施した。

### 4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### 5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

#### (1) 延滞債権への対応について

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 6に記載のとおり、平成23年度末時点においてKに対するB方式による貸付債権15,030千円が延滞債権となっている。当延滞債権は、もともとは平成6年10月20日に15,803千円及び平成7年4月27日に11,216千円が貸し付けられたものである(いずれも県負担分のみ)。しかし、貸し付けた直後に理事長の不祥事により2回の不渡りを起こし、結果的にKは自己破産に至っており、理事長個人も破産宣告を受けている。

機構は、Kの土地、建物及び機械類の任意売却により債権の回収を図るとともに、平成8年以降連帯保証人からの回収も図ってきたが、平成23年9月以降返済が途絶えている状況である。平成23年度における県負担分の返済額は17,110円と債権額に比較して著しく少額な回収に留まっており、債権額の全額回収は非常に厳しい状況になっていると言える。機構は現在、連帯保証人の資力調査を実施しているところであり、その調査終了後、連帯保証人からの個別回収の可能性を含めた債権回収方針を策定し、関係機関と検討することとしている。

既に、担保物件の売却及び連帯保証人からの回収という一義的に想定される債権回収策を講じた上での現状であることから、今後、連帯保証人も高齢化する中、当債権について状況が大きく好転することはほとんど見込まれないと考えられる。県としては、機構の調査結果を待って今後の方針を検討することになるが、事故発生から相当の期間が経過しており、これ以上いたずらに期間を引き延ばすことは好ましくない。また、回収及び事務管理コストもかかることから費用対効果も勘案し、債権放棄も含めた早期の解決を検討すべきと考える。

#### (2) 条件変更債権について

図表2 - 特別貸付 - 3の2 - 6に記載したとおり、A、E及びJに対する貸付金については条件変更が行われている。平成23年度末の貸付金残高は、A 99,795千円、E 884,347千円及びJ 575,449千円で合計で1,559,591千円と多額である。条件変更とは、最終償還期限の延長や償還を一時的に猶予するというものである。条件変更は貸付先からの申請に基づいて行われるもので、経営改善計画の策定、中小企業診断士による診断及び機構の承認等の手続きを経て認められるものである。また、条件変更された貸付先に対しては、年1回以上の経営状況調査が行われ、その調査結果は機構にも報告されている。この3つの貸付金につい

ては、高額な案件のものであり、また、最終償還期限を延長したものについては最終償還額が非常に高額、いわゆるテールヘビーとなる条件変更となっているものもある。組合員の減少や事業業績も低迷していることから、今後の回収は非常に不安定であり、かつ長期化が予想される。

なお、現状では概ね担保でカバーされている形になっているが、そのうち建物部分の価値の占める割合が高く、回収が長期化すれば価値が下落すること、また仮に担保を処分することになった場合は、大幅な減価が避けられないこと等もあり、今後の回収には留意が必要である。